
令和5年 第1回(定例)国 富 町 議 会 会 議 録(第2日)

令和5年3月7日(火曜日)

議事日程(第2号)

令和5年3月7日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(13名)

1番 中村 繁樹君	2番 穂寄 満弘君
3番 谷口 勝君	4番 三根 正則君
5番 日高 英敏君	6番 山内 千秋君
7番 武田 幹夫君	8番 近藤 智子君
9番 飯干 富生君	10番 河野 憲次君
11番 緒方 良美君	12番 横山 逸男君
13番 渡邊 静男君	

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 武田 二雄君 主幹兼議事調査係長 夏目 卓治君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中別府尚文君	副町長	横山 秀樹君
教育長	荒木 幸一君	総務課長	重山 康浩君
企画政策課長	大矢 雄二君	財政課長	矢野 一弘君
税務課長	津留 慎義君	町民生活課長	菊池 潤一君

福祉課長	……………	桑畑 武美君	保健介護課長	……………	坂本 透君
農林振興課長	……………	日高 佑二君	農地整備課長	……………	横山 寿彦君
都市建設課長	……………	吉岡 勝則君	上下水道課長	……………	福嶋 英人君
会計管理者兼会計課長	……………			……………	横山 香代君
教育総務課長	……………	児玉 和弘君	社会教育課長	……………	佐藤 利明君
学校給食共同調理場所長	……………			……………	三好 秀敏君
監査委員	……………	山口 孝君			

午前9時29分開議

○議長（渡邊 静男君） おはようございます。令和5年第1回定例会第2日目となります。本日は一般質問となっております。

傍聴席には多くの方においでいただきました。誠にありがとうございます。

一般質問は一問一答方式で行います。議員におかれましては、政策の提言や疑問点につきまして、納得いくまで質疑を繰り返していただきたいと思います。執行部におかれましては、対応方、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（渡邊 静男君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、質問通告がなされておりますので、順次これを許します。

最初に、飯干富雄君の一般質問を許します。飯干富生君。

○議員（9番 飯干 富生君） おはようございます。日本共産党の飯干富生でございます。本日は、お忙しい中に貴重な時間を割いていただきまして、議会傍聴にお越しいただきました皆様方、誠にありがとうございます。町民の皆様の代弁者として、様々な観点から問題の解決策や政策を提案し、皆様のご期待に少しでも応えられますように、今回も質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

一昨日、3月5日の日曜日に、久しぶりに本庄剣柄稻荷神社の初午大祭が行われました。コロナを乗り越えて、ようやく再開ができた喜びが現れておりました。朝のせんぐまき、それから午後1時半からの大力餅運びには多くの方々に参加され、特に力餅運びでは、今年は餅の重さが台とともに119.5kgと、これまで最重量ではないかという重さでございまして、なかなか運べる方がいなかった中で、これまでも香川県から来てくれている西さんは、さすがにほかの方が5mに行く方はほとんどいなかったのですが、彼としても頑張っていたかまして、25.9m

ということで優勝されました。あまりの重さに、落としたときに台が割れるというハプニングまで出たようでございました。非常ににぎやかな一日が過ごせてよかったなど考えております。

質問に入ります前に、訴えておかなければならないことがございますので、よろしく願いいたします。

私は、さきの12月議会で消費税インボイス制度の問題点を指摘しまして、町議会の総意として、インボイス制度実施中止を求める意見書が採択されました。これは、売上高が1,000万円以下の免税事業者に対する課税強化策として、インボイス適格請求書発行事業者の登録を促し、新たに消費税を納めさせるものであります。大変厳しい経済情勢の中での課税強化となるもので、問題の多い税制であります。

政府は、2023年度一般会計予算案を過去最大規模の約1兆1,438億800億円としていますが、特筆すべきは、防衛関係費を2022年度当初予算約5兆3,680億円から1兆1,680億円と、4兆8,000億円も増額する大軍拡予算となっていることです。その中には、アメリカ製の長距離巡航ミサイルトマホークを400発購入するとしておりまして、ミサイル本体と格納容器を合わせた購入費2,113億円を計上されています。

インボイス導入で、税収増の見込みは、国税庁の試算によると約2,480億円です。インボイスで徴収された税金が、置き場所に困るほどのトマホーク400発の購入に使われることは到底納得できるものではありません。税金は商工業者、中小零細企業の支援に充てるべきものであります。

岸田内閣・自公政権は、かつてない危険な戦争国家への道に踏み出そうとしています。戦後78年目の2023年が平和国家日本の基本である憲法9条を無視して、国民の不幸の始まりとなる戦前元年に強引に変えられようとしています。私たちは、緊張が高まるばかりの軍事対軍事の国家間の競争から、お互いに国の形を尊重し合い、子供たちが明るく生きていける日本と、平和の国際社会を実現するための努力を惜しんではいけないのではないのでしょうか。

今、大手新聞社、テレビ局では、岸田内閣の大軍拡路線を支持する異常な動きがありますが、いよいよ80年越しの翼賛政治が始まったという危機感を持っている方々と連帯して、一貫して戦争に反対し続けている日本共産党が掲げる政策と活動に、各界から大きな期待が寄せられています。

また、政府は2011年の東日本大震災で発生した福島原発事故の教訓を投げ捨てて、老朽原発の稼働期限を、これまでの40年から60年を超えてでも稼働させるという方針で大転換しました。エネルギー政策を再び原発優先の安全神話が復活されることは断じて許せません。

国連が提唱する持続可能な地球を、未来に引き継ぐためのSDGsを積極的に推し進めるのが日本政府・行政機関の最重要課題であることを指摘して質問に入ります。

まず、町有施設の統廃合について伺います。

町民の健康・福祉対策の拠点となる保健センターと総合福祉センターが本庁舎と離れており、業務遂行、住民サービスに支障が出ています。特に、総合福祉センター1階は大変狭いため、日常業務で来客相談の窓口対応に加え、各資料や支援物品の置場もない状況が見られます。解消策として、中央体育館跡地に住民福祉の拠点となる仮称総合保健福祉センターの建設は計画できないか伺います。

次に、後期高齢者医療制度について伺います。

令和4年10月1日から、後期高齢者が診療、医薬品の提供を受けた場合の窓口払いが、1割負担者のうち一定以上所得がある方が2割に引き上げられました。食料品を中心に物価高騰が続いており、年金の引下げも強行され、高齢者から何とかしてほしいとの声が寄せられています。この窓口負担2割引上げの影響について伺います。

以上、段上での質問を終わります。

○議長（渡邊 静男君） 消毒のため、しばらくお待ちください。

答弁を求めます。町長。

○町長（中別府尚文君） それでは、飯干議員のご質問にお答えいたします。

まず、町有施設の統廃合についてあります。

保健センターは建築後41年が経過し、総合福祉センターも建築後50年が経過するなど、いずれの施設も耐震性や設備の老朽化に加え、施設内の部屋等が手狭で、駐車場も不足しているなど、様々な課題を抱えています。

こうした状況を踏まえ、私としましては町長に就任以来、国の制度事業等を活用した施設の集約化、多機能化を図るべく、財源の確保等長期的な視点に立って検討を重ねてまいりました。

具体的には、令和2年度に策定した国富町立地適正化計画において、今後の人口減少や少子高齢化等を見据えながら、町の介護福祉機能を提供する中心拠点施設として、元中央体育館を解体し、その跡地に国の制度事業を活用した整備計画を検討してきたところです。

また、昨年11月には、完成したばかりの川南町総合福祉センターや高原町の総合保健福祉センターほほえみ館を視察し、施設の機能や建設事業費、また住民の利用状況など様々な角度から調査も行ったところです。

しかしながら、新たな保健福祉施設の建設には、元中央体育館の解体費用も含め多額の費用を要すること、また国の制度を活用しても後年度に多額の財政負担が生じるなど課題も多いことから、一つの方策として、ふるさと納税寄附金や、あるいはクラウドファンディングなど、これまでのやり方に捉われず、あらゆる分野に視野を広げた財源確保対策など、新たな手法での施設整備も検討してみたいと考えております。

いずれにせよ、将来にわたって様々な世代が利用でき、地域住民の文化的な交流拠点となる保健福祉施設の整備は町民にとっても必要なものと考えていますので、財源の確保を含め、慎重かつ詳細な調査研究を行いながら、実現に向けて努力していきたいと思いをします。

次に、後期高齢者医療制度についてであります。

後期高齢者医療制度は、団塊世代の移行に伴い被保険者が増え、医療費の増大が見込まれていますが、医療費のうち約4割は現役世代の負担となっています。

今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代だけでなく、全世代で支える持続可能な保険制度を実現するために実施されたものと理解しています。

2割負担となる被保険者の割合についてですが、国では後期高齢者医療の全被保険者のうち約20%と試算していましたが、本町を見ますと、被保険者数3,610人に対し、374人と10.4%にとどまっています。

また、国は急激な負担増加を抑制するため、2割負担となった方の外来受診に対して、最大月額3,000円の負担増に収まるよう、3年間の経過措置を講じています。

割合見直しの影響については、制度が始まって間もないため、今後も注意深く見守るとともに、被保険者から制度に対する不安や困り事の相談があった場合は、改正の趣旨や経過措置の仕組みなど、丁寧かつわかりやすく説明をしていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 補足答弁はございませんか。飯干議員、質問を続けてください。

○議員（9番 飯干 富生君） それでは、まず現状の確認をさせていただきたいと思いをします。

今アリーナ開館後、もう5年を経過しておりますが、開館後の中央体育館、元中央体育館の利用状況、一般の貸出しなどについてお伺いしたいと思いをします。

○議長（渡邊 静男君） 佐藤社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤 利明君） アリーナくにとみ運用開始の平成29年8月まで一般利用を実施しておりました。それ以降、公的利用という形で、令和元年3月の消防入退団式、また同年7月の参議院議員選挙の投開票所として利用をいたしております。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 飯干議員。

○議員（9番 飯干 富生君） これまで館内で使われていました備品関係は結構あると思うんですが、処分であるとか再利用、そして現在も残されているものはどういうものがあるのかを伺いたいと思いをします。

○議長（渡邊 静男君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤 利明君） バasketゴールやトレーニング器具等を譲渡をいたしてお

ります。そのほか、卓球台をアリーナくにとみで再利用をしているものがございます。そのほか、バレーボール支柱、折り畳み椅子、フロアシート等が残されております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 飯干議員。

○議員（9番 飯干 富生君） この残されているというものが、結局はもう負の遺産ということですけども、こういったものについて、例えばそれぞれ使えるものと使えないものがあるかと思いますが、それぞれの町内の各団体、例えば高齢者クラブでありますとか、いろんな団体で使ってもらえるようにすることは可能でしょうか、伺います。

○議長（渡邊 静男君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤 利明君） 折り畳み椅子等につきましては、現在いろんな催しの際に貸出しをすることも可能として使っていただいております。当然、私どものイベントの中でも実際に使用をしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 飯干議員。

○議員（9番 飯干 富生君） 分かりました。全数使うことはあまりないと思いますので、過剰なものについてはぜひ再利用をしていただいて、少しでも町民に役立てていただくことをお願いしたいと思います。

現在の元中央体育館の維持、メンテナンス関係ですね、どれくらい費用を要しているのか伺いたしたいと思います。

○議長（渡邊 静男君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤 利明君） 維持、メンテナンス等につきましては、水道自体を令和元年9月で閉栓をしております。雨漏り等が数か所ございますけれども、補修等はまだ一切しておりません。

令和2年4月1日付で町立体育館のくくりから除外されまして、教育委員会所管から財政課へと普通財産として移管されておるところでございます。電気は使用できる状態にございますので、そちらの費用については、一括して財政課のほうで負担をいただいております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 飯干議員。

○議員（9番 飯干 富生君） この施設ですね、あの面積ですので、防災施設もあると思います。端的に言えば火災報知設備ですけども、これは現在も生きていて、定期点検はされていいますか、お伺いします。

○議長（渡邊 静男君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤 利明君） 電気が使用できる状態にございまして、火災警報関係につきましては点検を実施しておりました。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 飯干議員。

○議員（9番 飯干 富生君） ほとんど人が立ち入らないということが非常に心配でもあるわけですね。施錠などはしっかりされているとは思いますが、そういった施設に不審者が入った場合も、なかなか発見とかもしづらくなりますし、もし火災でも起これば大事故になるということがありますので、ましてや役場の敷地内、一番の高台で最も目立つところにありますよね。下の例えば稲荷の下からでも、どこから見ても一番でかくて、本庁舎と変わらないぐらいの建物の威容が見えるわけですね。そういった点で、これが何かあったときは大変だなという気がいたしております。可能な限り早く対応してほしいと思います。

現在、実際に使われることはあるのかどうか、最後にちょっと社会教育課長お願いします。

○議長（渡邊 静男君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤 利明君） 財政課へ移管されました以降は、鍵のみ私ども社会教育課で管理しております。現在は各課の資機材を納める倉庫として使用しております、一般の方々への利用には開放をいたしておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 飯干議員。

○議員（9番 飯干 富生君） 各課の物置として使われているということですが、雨漏りもするという事ですので、建物の形はあっても保管の環境としてはあまりよろしくないもので、その辺は十分注意をされて、物品の損傷とかなないようにお願いしたいなというふうに思います。

この件について、維持については、現状については終わらせていただきますが、次に、財政課のほうで保健センターと総合福祉センターの現状について伺いたいと思います。

まず、保健センターと総合福祉センターの敷地面積について、どれくらいあるのか、まず教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 矢野財政課長。

○財政課長（矢野 一弘君） 町の公共施設に関する固定資産台帳によりますと、保健センターの敷地面積については3,563.91m²、約1,076.7坪となっております。一方、総合福祉センターの敷地面積は2,852.75m²、約861.9坪となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 飯干議員。

○議員（9番 飯干 富生君） 町の中心部でありまして、合計で6,400m²という広大な土地を持っているということでもあります。

先ほど町長の答弁にありましたように、かなりの建物の老朽化もありますので、この辺、近々起こるとされる東南海地震に対しても、いざというときに支援センターが潰れてしまっただけでもありませんが、そういったことも含めて質問を続けていきたいと思っております。

では、先ほど面積を聞きましたけれども、この土地と建物の資産価値ですね、どの程度となっているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（渡邊 静男君） 財政課長。

○財政課長（矢野 一弘君） 土地、建物に係ります資産価値につきましては、現在のところ詳細な鑑定評価を受けておりませんので、はっきりとした金額はお示しできませんけれども、先ほど申し上げました町の公共施設に係ります固定資産台帳等によりますと、まず保健センターですが、こちらの資産価値としましては、令和5年3月現在の帳簿価格では2,162万6,551円となっております。失礼しました、今のは建物の関係です。

続いて土地ですが、土地につきましては2通りお示しさせていただきますが、県の地価公示標準地の公示価格、これを基にしまして試算しましたところ、1億763万82円となります。

もう一つの評価の方法としまして、路線価格を基に算出しましたところ、こちらでは7,655万2,787円となります。

一方の総合福祉センターです。こちらのほうの建物の資産価値ですが、同じく令和5年3月現在の帳簿価格では686万7,000円となっております。

土地につきましては、県の地価公示標準地の公示価格については、この地区は公示の対象外となりますので、路線価格のみでご報告いたします。路線価格によりますと、3,581万3,835円となります。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 飯干議員。

○議員（9番 飯干 富生君） ありがとうございます。建物はともかくといたしまして、土地ですね、合わせて1億1,000万円を超える資産ということでございまして、非常に面積的にもありますけれども、この部分を一等地ですので、例えば民間とかで活用するとなれば、相当な資産価値があるんだろうと逆に思うわけです。

そこで、この2つの資産を売却することは、町として可能なかどうか伺いたいと思っております。

○議長（渡邊 静男君） 財政課長。

○財政課長（矢野 一弘君） 保健センターと総合福祉センターにつきましては、施設の設置及び管理に関する条例、それから

ら管理運営に関する規則等がありますので、それらをまず改正する必要があります。改正すれば売却は可能になるというふうに考えております。

ただし、原則としまして、町有財産は町民の貴重な財産であり、その売却に当たりましては、その土地が行政目的の終了したものか、将来にわたって使用見込みのないものか、まちづくりやまちの活性化につながるものかなど、総合的に検討して売却すべきか判断すべきものとしております。

したがいまして、この前提条件を満たした未利用の町有地につきましては、積極的に売却していきたいと考えておりますけれども、同時に地域住民にとって必要な施設の整備、例えば公園整備とかを指しておりますけれども、そういった有意義な活用方法についても、多方面にわたって慎重に検討すべきというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 飯干議員。

○議員（9番 飯干 富生君） ありがとうございます。公有地ですので、そういう縛りがあることは承知いたしておりますが、何よりも中心市街地にあつて、町の活性化につながるものであれば民間への譲渡という方向も考えられて、資産形成に寄与するようなものですね、例えば企業だとか、宅地は今あちこちで開発されていますから、そこまではないんでしょうけれども、あれだけの面積があれば十分に有効活用するところ、手を挙げてくれる企業はたくさんあるんじゃないかなというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは次に、元中央体育館の解体計画について伺いたいと思いますが、まず一つが今の体育館ですね、解体を前提としてのお話をさせていただきますが、ここではアスベストなどの有害物質が使われているかということの調査などは、これまで行われたことはありましたでしょうか、伺います。

○議長（渡邊 静男君） 吉岡都市建設課長。

○都市建設課長（吉岡 勝則君） 技術的なご質問でありますので、私のほうでお答えさせていただきます。

中央体育館は、昭和50年3月に完成をしております。

アスベスト等についてでありますけれども、建設当時は安価で耐火性、断熱性、防音性、絶縁性などに優れていたことから、建材や吹きつけ材として広く使用されておりました。

建設当時の設計図書や使用材料に関する仕様書等がありませんので、有害物質等の含有について、現状では判断できておりません。また、目視できる範囲では使用をされておられませんけれども、鉄骨の柱や梁、天井の屋根裏などについては可能性があると思っております。

したがいまして、解体工事の際にはアスベスト等の調査費を計上し、有害物質等の含有率など

の分析を行うことが必要であると思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 飯干議員。

○議員（9番 飯干 富生君） この件を聞いたのは、かつて鉄骨むき出しとなれば、防火上のいわゆる耐熱性の問題点から、アスベスト吹きつけが広く行われておりました。これは昭和60年代近辺まで普通にされていた工事ですね。私も建設業、電気工事業をしていましたので、そういう状況を見ておまして、今解体しようとするならば、必ずその除去を適正な処理の仕方という専門業者によるものでしかできません。また、このアスベストの撤去には多額の費用も要します。

したがいまして、こういう点についても十分慎重な判断、それから計画の中での見直しといたしますか、そういったものをお願いしたいと思えます。

では、相対的にこの体育館、どれくらいの面積があるかというのがありますが、それに合わせて解体するとして、解体費用としてどれくらい見積もれるのか。昨今の物価高騰、それからいろんな条件がどんどん厳しくなって、解体についてはだんだん高額になります。一般の民家でも200万円くらいかかります。

私は昨年、私の妻の実家である日之影町の山の中、ポツンと一軒家みたいなところを解体しましたけれども、重機が入りませんので、下の田んぼに鉄板を入れてもらって、重機を入れて、そこからシューターで下ろしたんですが、中の物置が2棟と住宅ということで、壊す前に備品の片づけだけで約75万円かかりました。建物の解体で200万円かかりました。総額約280万円くらいかかっちゃったんですね。もう恐らく築80年、戦前に建てたと言っていましたから、一遍改修しましたが、建物そのものが非常に立派でしたから、機械が入らないと、ほぼ人力ということでもらったんですけれども、そういったこともあります。

したがいまして、こういった巨大建造物になると相当な費用がかかると思うんですが、おおよそでいいですけど、めど的にどの程度か、近隣調査されたなら教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（吉岡 勝則君） 解体費用につきましては、具体的な試算をしておりませんが、現在お答えできる金額を持ち合わせておりませんが、中央体育館の規模、構造等からしまして、相当多額の費用が必要であると考えております。

また、アスベスト等の調査で含有が確認された場合には、飛散防止対策や除去の工法等によって、さらに多額の費用がかかると見込まれております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 飯干議員。

○議員（9番 飯干 富生君） ありがとうございます。

まず、まず解体費用の見積もりは、最低でもされておくべきじゃないかなと思います。

先ほど町長の答弁でございましたけれども、解体に対する財源の捻出が課題ということで、ふるさと納税についても若干触れられましたけれども、基本的に財源が、いわゆる除却費というものについて国の助成はないというところがあって、最大の課題ですけれども、この財源捻出の中でふるさと納税を使う方法として、何か特段使えるのかどうかも含めて、そのほかの道、先ほどファンディングの話もありましたけれども、その辺をもうちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（渡邊 静男君） 矢野財政課長。

○財政課長（矢野 一弘君） ふるさと納税の活用についてでございます。

他市町村の例を見ますと、ふるさと納税寄附金を活用した施設整備を行っているという団体もあると聞いております。現に川南町では、ふるさと納税寄附金の収益金を基金に積立てまして、施設整備に充当されているというようなことでございました。

本町にとっても、保健福祉サービス機能を備えたこういった公共施設につきましては、少子高齢化や地域住民の交流拠点など、町民の皆様が様々な場面で利用するという施設になるということ想定すると、こういったふるさと納税寄附金の充当対象事業として、広く寄附を求めることは可能ではないかというふうに考えております。

併せまして、企業版ふるさと納税についてもご賛同いただけるよう、働きかけてみてはどうかというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 飯干議員。

○議員（9番 飯干 富生君） ありがとうございます。ぜひほかの町村の例もありますように、ふるさと納税、あるいは企業版のふるさと納税など、目的をはっきりとして、また逆に町民に対してもこういう状況を広く知らしめて、実際もう見栄も外聞も要らないので、壊したいんですよ。壊したい。だけど金がないと正直に言って、少しでも皆さんの理解が進まないことには前に行かないと思うんですよね。決して、皆さん、例えば私たちがよくやりますけども、いろんな募金がありますけど、私はワンコインでやります。500円。ワンコイン募金なんです。ワンコインが2万人集まれば幾らでしょうかと。すぐ1,000万円とかになってくるんですよね。こういったふうに、みんなで知恵を出し合って、少しでも私が力を貸してあげるといふ、町民の思いを受け止めることも非常に大事なことだかなと思います。

以上のことを踏まえまして、どちらにしても、もう解体する方向しかありません。なので、できる限り早くこの年次計画というものを示すべきではないかと考えますが、最後にこの点について

てのご答弁をお願いいたしたいと思います。

○議長（渡邊 静男君） 財政課長。

○財政課長（矢野 一弘君） 元中央体育館の老朽化した施設に関しましては、先ほど来答弁にありますとおり、現在公的な使用等をしていないというような状況でもあります。そうしたはっきりとした使用目的がないまま、現状維持をしていくということについては、問題があるというふうに考えております。いずれ施設の解体等については検討すべきかというふうに考えておりますが、そのプロセスに当たりますと、まず解体に当たってのアスベスト等の有害物質の含有の調査等を経まして、解体費用等の金額の積算、それに対する財源の確保ということが、まず必要になってくるというふうに思っております。

また、中央体育館の解体については、優先順位が高いというふうに認識はしておりますが、ほかにも優先度の高い事業等もございます。そういった財政需要もありますので、それらを総合的に調整いたしまして、改めて中長期的な財政シミュレーションを行ってみたいというふうに思っております。

申し訳ありませんが、現段階でいつから始めるというようなことについては、この段階では断言させていただくことはできませんので、その辺はご理解いただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 飯干議員。

○議員（9番 飯干 富生君） ありがとうございます。

まとめをいたしますけれども、やっぱりこの体育館の現状を考えますと、本当に早く解体してほしいなという意見、これは町民の皆さんからも、いつまであのままですかという問合せが幾つか寄せられるようになりましたので、私たちもそうだとすることは重々承知しておりますし、お金がないことも承知しております。ぜひ皆さんで、みんなで知恵を合わせ合せて、財源の捻出と解体計画を前に進めること、それから先ほど言いました保健センター、総合福祉センターについても、何もそこでなくてもいいんですけど、どちらにしてもあちらも50年、40年たっているわけで、災害があったときのいわゆる救援拠点となるべきところですよ、福祉、保健は。そういったところをきちんと、まず耐震性のある施設も必要だということも頭に入れていただいて、計画を進めていただきたいと思いますというふうに思います。

これで体育館関係を終わりますと、次に、後期高齢者医療制度の部分ですね。

先ほど町長からご答弁がございまして、いわゆる負担区分ということで、2割になった方ですね、これですが1割、2割、3割とありますけれども、所得に応じてですね。それぞれの人数区分ですね、それから特に2割になったということは、1割の方が何人おられて、2割に移ったのが一番大きなところで、そのことで皆さん怒って私にお話があったところなんですけれども、

この辺について、人数部分を教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 坂本保健介護課長。

○保健介護課長（坂本 透君） ただいまの質問ですけれども、令和4年10月1日交付時の数字になりますけれども、全被保険者が3,610人おまして、そのうち1割負担が3,123人、86.5%、2割負担が374人、10.4%、3割負担が113人、3.1%となっております。

基本的には、現役世代並みの3割の方はそのままの状況ですので、ただいまの1割、2割負担の方がもともと1割負担であったという数字になると思います。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 飯干議員。

○議員（9番 飯干 富生君） ありがとうございます。

先ほどの町長答弁では、国の試算では20%ということでありましてけれども、国富町は10%、10.4%、逆に言えば、国富町あるいは宮崎県の所得がいかにかに低いかですね、その裏返しだということですね。だから、なおさら私たちは苦勞するわけですがけれども、そういった点があります。

この中で、ちょうど私が一般質問しようと思った頃に、いつもですけれども、僕が質問しようとする宮日さんがこういう記事を、毎回僕の質問をするのを待ったかのように出してくれます。これが2月の27日に一遍出されました。これが、いわゆる窓口負担が変わりますよというお知らせの部分でございました。もちろん、これは国保も全部含めてのことが書いてありますけれども、そういった中で、実は昨日、75歳以上の窓口負担、ここにも書いてました、5人に1人が2割と書いてあるんですね。宮日さんの記事ですけれども、多分宮崎県ではそこまでいってないのかなと、全体で。そういうことがあります、宮崎県内での他市町村、他町村とかで比較とかをされたことがございますか。もし分かっていたら教えてほしいと思います。この2割に上がったところがですね、どういう動向かというのがね。後期高齢者連合会などでは試算されていると思うんですが、分かれば教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 保健介護課長。

○保健介護課長（坂本 透君） 今回は、県全体の割合については調べておりません、国富町部分だけを連合会のほうにお願いして数字を取り出したものです。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 飯干議員。

○議員（9番 飯干 富生君） 分かりました。もし分かるようであれば、今度予算審査のときでも教えていただければありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

結局、ここに書いてあることをそのまま、宮日さんの記事を読ませていただきますと、75歳

以上の約1,900万人というふうに全国では書いてございまして、対象となる方は約370万人ということでもあります。ただ、ここの中で、いわゆる所得の考え方があります。そして、例えば現役世代の負担を軽減するというのを非常に大きいことだと思うんですよね。保険料の4割が後期高齢者の支援金、私たちももうすぐ後期高齢者、あと5年ぐらいありますけれども、それを支援するために国保会計からお金を出しているということですね。

月の医療費についても、実際3,000円以下に押しとどめるという方針も、時限的ですけどもあるということをやっていますよね、2025年9月までの3年間に限り緩和措置ということを出しております。これも先ほど町長からお伺いしました。

そういう中で、いわゆる年金収入がある場合ですね、年金だけの場合と、他の事業がある場合とか、いろいろな条件が重なってくると、2月27日の記事の中で、現役並みの所得というのは、3割負担は課税所得が145万円以上ということでもあります。この課税所得145万円という部分で3割ですから、この方たちが国富町では113人おられるという形ですね。

これが、年収が基準を下回っていても、課税所得が145万円以上だったら3割というふうになりますけれども、課税所得と収入という部分ですね、ここ辺の線引きが若干あるんですよね。ということは、結局どうということかという、自治体は直接所得税には関わらない状況でありまして、実際の個人の収入の全ては自治体は把握できないというところがあります。したがって、住民税の情報から推定してそういう通知をしているということでもありますので、これは納税者といいますか、負担する方々の理解がどこまで進んでいるのかによって、いわゆる収めなくてもいい保険料率をかけられているという方もあるんじゃないかなというふうに思います。この辺についても、やっぱり周知というところでされるべきではないのかなというふうに思います。

税は、どの税でも申告制ですので、申告漏れもいけません、申告することを知らなかった、だから減税できるのに知らなかったで過大な税を納める方も結構おられるわけですね。そういうところが税の問題点はたくさんあります。特に、事業されている方たちは、いわゆる課税対象でないものを除外することを知らないということで、とても高い税を納める方もいらっしゃいます。また、私たちのような所得を納める人たちとして一番大きいところは、ある程度の収入が、1,000万円を超えると所得税が5%から10%になりますよね。この10%になると、それに附随する住民税から国保税からというのがどかんと上がって、いきなり何十万円と上がるんですね。そうすると、結局前回よりか20万円を超えて、1,000万円を超えた場合に、税を納めるときに持ち出しのほうはるかに多くなるという、私も何回かこれは経験したことがありますけれども、ああ、税の仕組みってこういうことなんだなと。だから、大幅に設定ラインよりか多く収入があれば平気なんですけれども、何とかいろいろ計算したらこうなったということで、上限ぎりぎり、下限ぎりぎりですかね、195万円とかいろいろありますけれど、そこを超えた

ときに、10%になった途端に、下から全部持ち出していかないかんということを考えています。それはもう、どういうものでもそういうものがありますけれども、こういった点でも、やはり負担をお願いするという点では、やはり行政側もきちんとその内容を教えていただきたいというふうに思います。

現役世代について、4割ということがありますけれども、現状の現役世代、4割、40%というふうな話もありましたけれども、もうちょっとここを詳しく、現役世代の負担というものについて教えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（渡邊 静男君） 保健介護課長。

○保健介護課長（坂本 透君） お答えいたします。

今回の2割負担を追加することによりまして、国全体ではこの現役負担、これを720億円程度減になるというふうに見込んでおります。これは年間の保険料にしますと700円程度の削減ということでありまして。

これを、また今度町のほうで令和4年10月、11月の医療給付費の実績、これでちょっと計算しましたところ、この医療給付費の合計が4,026万2,000円だったんですが、この中の1割の減少分で、これ割るまた2か月をしますと、200万円程度が1か月の給付費の負担減となります。

これから計算しますと、町での現役世代の負担減が約960万円程度、全体の40%ということになります。

以上、お答えします。

○議長（渡邊 静男君） 飯干議員。

○議員（9番 飯干 富生君） この持ち出しのところですね、いわゆる現役世代が後期高齢者支援として、これもここで決まっているものですからやむを得ませんが、そういったものについての大変重い負担をしているなということを、改めて思いますし、ましてや、今どんどん少子化といいますか若者、特に国保の加入者については、若い人たちは本当の農家とか建設業とか、若い人たちで今ばりばりやらないかん人たちの負担が、際限なく大きくなっているんじゃないかなと思います。したがって、事業継承とか、そういった点でも非常に厳しい足かせになっているという気がいたしております。そういった点では、やっぱり国として、こういった部分の支援をしっかりしてもらって、先ほどこちょっと冒頭の壇上でも申し上げましたが、軍事のためなら企業に対する税率を引き上げるんだと。そうじゃないでしょうと思うんですね。やっぱり国民生活を保障する、そこが一番の国の政策なので、使いもしないトマホークをあちこちに置いて、そこが攻撃の拠点にされるから自衛隊の基地を全部地下に埋めるとか、ばかなことを考えて、本当にマイナスのことしか考えていませんね。非常に残念なことでありまして。

経過措置ということで、3年間抑制するというので、この経過措置について、もう少し具体的な内容で分かれば教えてほしいんですけども、どんな感じになるのかなど。ちょっとここに書いていますが、例えばと書いてあるぐらいで、ちょっと詳しくはあまり分かりづらいんですが、経過措置について、それからその後ですね、どのように変わっていくのかということがあれば教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 保健介護課長。

○保健介護課長（坂本 透君） ただいまのご質問ですけれども、まずこの経過措置につきましては、定期的に外来を受けている受診者の方、この方に大きな恩恵があります。内容につきましては、先ほど町長申しましたとおり、2割負担への変更によりまして、影響の大きい外来患者について、施行後3年間1月分の1割負担の場合と比べた負担増額、これを最大で3,000円に収めるという措置になります。

一つ計算例を申しますと、外来医療費が1か月5万円で、毎月5万円かかるといった方の場合なんですけど、もし窓口で1割負担の場合ですと5,000円の自己負担になりますが、2割負担ですと1万円に増加します。この負担増の5,000円のうち、今回の経過措置によりましてこれを3,000円にとどめると、2,000円は免除されるといったものになります。こういうようになりますと、同一の医療機関、薬局などで受診した場合は、上限を超えた額を窓口で支払う必要はありません。1か月の負担増加分が3,000円を超えたら、それ以降の診療においては1割負担分のみ支払っていくことで、負担増加額を3,000円に抑えることになります。複数医療機関を受診した場合は、差額が出ました場合、後日高額療養費として払い戻しをいたします。

また、通常外来医療の窓口負担上限額1万8,000円というのがあるんですけども、それに達した場合も、それ以上窓口でのお支払いはいただく必要はないということになります。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 飯干議員。

○議員（9番 飯干 富生君） ありがとうございます。なかなかこの経過措置の中での時限的な問題があるということですので、そのうち3年過ぎれば、逆に医者に行く回数が増えた頃に元に戻るというか、2割負担の方はもろにかぶるから、相当な負担が増える感じを受け取るんじゃないかなというような気もしないではありません。

こういったところを、どんどん今、この前も国保の運営協議会をいたしましたけれども、国保会計24億円に対して、今度は介護が同じ額にとうとうなると。国保会計は縮小ぎみ、逆に介護保険は上がりぎみということで、そういったことで、むしろ介護のほうが逆にどんどん重要視されてきているし、介護の体制も毎年のように変わります。

今介護医療院という施設もできてきつつありますよね。やっぱりもう難しいんですね、介護と医療というのを同時に受けるために2つの施設をどうこうするのって、本当に人的なものや費用とがむちゃむちゃかかるわけです。施設の入所の方たちの中では、施設から病院に通うというようなこともあることで、その施設の負担も増える、本人の負担も増えるという、なかなか厳しいものが迫ってきています。

健康寿命ということで、病気にかからないのが本当によいことなんですけれども、なかなかそうもいきませんし、今回ちょうど今保健センターで新年度の定期健診の呼びかけがされています。その中で、やっぱり受診率がなかなか上がっていかないですね。受ける人は毎年きちんと、私みたいに、私も仕事始めて受けなかった年は1回しかありません。失業したときだけです。半年間失業してましたので、そのときだけ受けなかったんですが、16歳から定期健診欠かしたことはないんですね。おかげで、内臓系に病気が、ちょっと怪しいときがありましたけども。やっぱり健診の重要性があります。

そういった点で、やっぱり保健介護の関係では、保健、いわゆる医療と介護と両方の注意喚起をどんどんしていただいて、積極的な受診勧奨、今でも一生懸命していただいておりますね。本当に頭が下がりますが、そういったところで、少しでも重症化しない、そして健康な生活を自宅で送れるという健康寿命の延伸に力を込めていただくように切望いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渡邊 静男君） これで、飯干富生君の一般質問を終結いたします。

.....

○議長（渡邊 静男君） ここで暫時休憩といたします。次の開会を10時40分といたします。

午前10時26分休憩

.....

午前10時39分再開

○議長（渡邊 静男君） 休憩を閉じ、再開いたします。

次に、武田幹夫君の一般質問を許します。武田幹夫君。

○議員（7番 武田 幹夫君） 皆さん、おはようございます。飯盛地区の武田幹夫です。今回もどうぞよろしくお願いをいたします。傍聴席にはいつも多くの方々においでいただきまして誠にありがとうございます。感謝申し上げます。

毎年この時期になりますと出会いと別れのドラマがありますが、本町でも今年度6名の職員の方が定年退職を迎えられます。総務課の重山課長、企画政策課の大矢課長、都市建設課の吉岡課長、今回質問いたします教育総務課の児玉課長、学校給食共同調理場の福嶋主幹、保健介護課の黒岩副主幹、今定例議会が最後の議会になりますが、長い間職務お疲れさまでございました。退

職されても側面よりご指導頂ければと思っております。心よりお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

さて、本町でもコロナ対策といたしまして、身近なところで昨年の12月だったでしょうか、4か月間の水道基本料金の免除と、今年の1月に電子マネー支払いによる30%ポイント還元と様々なコロナ対策を行っていただいております。水道の基本料金の免除は4か月間ということで、町民の皆様方から大変喜ばれております。本町も財政が厳しい状況の中ではありますが、ありがたい事業だと思っております。

コロナ以外の本町の課題といたしまして、人口減少問題が最大の課題であります。集落の人口減少はさらに深刻な状況になりつつあります。同時に、空き家対策も考えなければいけないなど、今後の最大の課題が待っており、町の対策も急がれる大変な転換期を迎えようとしております。

そんな中、1月の衆議院本会議の施政方針演説で、岸田総理は、従来とは次元の異なる少子化対策を実現したいと発言されました。少子化対策に歯止めがかかるのであると私は期待をしたところではありますが。

ただ一方で、財源を消費税増税でという与党議員もおりますが、現時点で増税すれば、特に所得の低い地方では、宮崎県もですが、消費が落ち込む結果になり、さらに経済活動まで落ち込み、伴って賃金は現状維持どころか今以上に下がる結果になりかねません。少子化に歯止めがかかるどころか、少子化の進行に拍車をかける結果になると思います。現時点で消費税増税議論は本末転倒ではないかと思えます。与党を支援する地方議員として、もう少し町村の現状を把握してほしいところでもあります。

また、国防費も含め次世代の政策にも増税がないよう願うばかりでございます。

それでは、議長の許しを頂きましたので、順次質問に入りたいと思います。よろしく願いをいたします。

まず、最初に、町長の農畜産物のトップセールスについてお伺いをいたします。

コロナウイルス感染の状況もようやく収まる傾向にありますが、まだまだ予断を許さない状況が続いております。本町の基幹産業であります農業においても、原油高の高騰に付随し肥料や資材の価格高騰と農業経営における必要経費が増大し、非常に厳しい状況に置かれております。

また、生産された農畜産物においても、消費者の外出に対する自粛ムードが影響し、需要の減少、さらに価格の低迷につながり、農家においては二重な打撃を受けている農家も数多くあります。

このような中でありますので、本町でもこれまで消費地に向けてトップセールスの推進活動を行っておられますが、現在の状況はどうか、お伺いをいたします。

次に、教育行政についてでございますが、小中学校のいじめの現状と防止対策についてお伺いをいたします。

町内の小中学校でのいじめの認知件数は何件ぐらいあるのか。また、いじめに対してどのような対策を講じているのか、お伺いをいたします。

最後になりますが、学校運営協議会制度についてお伺いをいたします。

木脇小学校と木脇中学校において、本年度、学校運営協議会が設置されたとお聞きいたしましたが、これまでの学校評議員制度との違いなど、学校運営協議会制度、コミュニティ・スクールの概要をお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（渡邊 静男君） 答弁を求めます。町長。

○町長（中別府尚文君） それでは、武田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、農畜産物のトップセールスについてであります。

この活動は、町議会、J A宮崎中央、町、町野菜振興協議会及び各畜産部会で構成する国富町農畜産物流通対策推進協議会が主体となり、現地での販売促進を行うことで、消費者及び取引先のニーズを収集し、有利販売やブランドの確立、販路の確保、拡大につなげることを目的にしております。

これまでは、京都、岡山を主体に、北海道や愛知も含め卸売業者や生活共同組合などの量販店を訪問し、意見交換会や女性生産者による販売促進活動も行いながら国富の農畜産物のPRを行ってきましたが、近年のコロナウイルス感染症の蔓延で行動の自粛を余儀なくされたことから、令和元年度より活動を控えている状況であります。

しかしながら、現在は新型コロナウイルスの新規感染者数が全国的に減少傾向にありますので、令和5年度の方針としましては、協議会を中心に、コロナの感染状況を見ながらこれまで行ってきた活動を再開し、青果物や肉などの積極的なPRを展開していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 荒木教育長。

○教育長（荒木 幸一君） それでは、いじめの現状と防止対策についてのご質問にお答えいたします。

初めに、いじめの定義についてご説明をさせていただきます。

文部科学省が毎年行う生徒指導上の諸課題に関する調査におきまして、いじめとは、当該児童生徒が一定の人間関係にある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているものと定義されています。

この定義に基づき、学校が把握した過去3年間のいじめの認知件数を小学校、中学校別に申し

上げますと、令和元年度、小学校87件、中学校15件、令和2年度、小学校182件、中学校24件、令和3年度、小学校30件、中学校32件であります。学校では、冷やかし、からかい、悪口など、本人が嫌がっているものはいじめと捉えて、積極的な認知に努めております。

次に、防止対策につきましては、県教育委員会がいじめの認知から解消までのガイドライン及びいじめ認知チェックシートを作成していますので、学校に対し、これらの周知を図り、恒常的に活用するよう指導しています。

また、本町のいじめ防止基本方針を基に、全ての学校で学校いじめ防止基本方針を策定しており、年度当初に職員間で共通理解を図っています。

さらに、8月を除く毎月1回、全ての学校でアンケート調査を実施し、いじめの早期発見に利用しています。

いじめの防止対策としましては、いじめの兆候の把握、職員同士が情報を共有する組織づくり、家庭や関係機関との連携だと考えますので、総合的かつ積極的に推進しているところであります。

次に、学校運営協議会についてのご質問にお答えいたします。

従来の学校評議員制度は、校長の求めに応じて評議員が個人的な意見を述べるのに対し、学校運営協議会は、協議会の委員が一定の権限と責任を持って合議体として意見を述べるができる制度になります。

学校運営協議会は、地域とともにある学校づくりを目指して多角的な視点からの議論が求められるため、地域住民の方々も委員になっていただいております。この学校運営協議会を設置した学校をコミュニティ・スクールといいます。

協議会の主な機能としましては、1つ目に、校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること。2つ目に、学校運営に関する意見を教育委員会または校長に述べるができること。3つ目に、教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べるができることとあります。

今年度、木脇小学校と木脇中学校の2校で1つの木脇中学校区学校運営協議会を設置いたしました。学校、保護者及び地域住民の相互理解を深め、未来を担う子供たちの豊かな成長に寄与するために活動頂いており、県のアドバイザーからも宮崎県のモデルにしたいほどの取組であると高い評価を頂いておりますので、今後、本庄地区や八代地区にも広めていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 補足答弁はございませんか。

武田議員、質問を続けてください。武田議員。

○議員（7番 武田 幹夫君） 町長もPR活動ができなくて歯がゆい思いをされつつないかと思っております。

コロナウイルスもまだまだ油断なりません、マスクの着用も、私は5月8日とっております。今月の13日からもう自由になるということでありますので、それ以降、町長もPR活動をされると思います。よろしく願いをいたしたいと思いますが。

ここで、1点だけ質問させていただきたいのが、今後の販路拡大についてお伺いをしたいと思います。

販路拡大といっても、農産物、畜産物によって流通が違うのではないかなというふうに思っておりますが、今後の本町の考え、また事業計画はあるのか、そこら辺をちょっとお伺いをいたしますが、よろしく願いいたします。

○議長（渡邊 静男君） 日高農林振興課長。

○農林振興課長（日高 佑二君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、農畜産物につきましては、町長の答弁にもございましたとおり、京都、岡山などの卸売業者または量販店の訪問をということでございます。

畜産物につきましては、協議会のほうで子牛の購買業者が滋賀県のほうに多いということもありまして、そういったところの取引先に訪問したらどうかというご意見があったところでございます。これらも踏まえまして、県外のそういう子牛の購買業者や、もちろん飲食店または量販店等の訪問を今後検討していきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 武田議員。

○議員（7番 武田 幹夫君） これでまとめになりますが、町長も活動できない時期が多くて、ちょっと答弁に困られたと思いますが、また担当課も行ったこともないということで、また今後、そういう市場に行かれたときにはまた再度この問題は質問させていただきたいというふうに思っております。町長より冒頭に積極的なPR活動をやっていききたいということで、力強い答弁を頂きましたので安心をいたしました。

私は、国富町内の農作物は、国内でもより安心・安全な農作物とっております。国富町は農業の町でありますので、農業の所得向上のためにも、また町長の今後のPR活動に農家の皆様方も大変期待をされていると思いますので、国富町農畜産物流通対策推進協議会での協議の上、ぜひ頑張ってくださいと思います。

考えてみますと、農家戸数の減少は私たちの生活に直結いたします。また、本町の税収の減少にもつながってくると思いますので、今後、手厚い対策事業が必要ではないかと思ったところがあります。

町長、時期が年度末、年度初めということで、私、市場関係者、取引業者に対して、私は電報でもいいと思うんです、電報1本業者の方に送っていただければ、業者の方もいよいよ国富町長

も活動されるんだなということではないかなと思っております。活動に勝るものはありませんが、やはりこの電報1本でも送られると、今後の活動もしやすいのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひ、それ以上のことは、町長の活動方針でありますので言えませんが、よろしく願いをいたしたいと思っております。

以上でこの問題は終わりたいと思っておりますが、次に教育行政についてでございますが。

まず、いじめについてお伺いをいたします。どのようないじめの内容が多いのかのお伺いをいたします。

○議長（渡邊 静男君） 児玉教育総務課長。

○教育総務課長（児玉 和弘君） いじめの内容についてであります。小学校・中学校ともに最も多かったのが、冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるで、全体の68.2%を占めております。次いで、小学校では軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。中学校では、仲間外れ、集団による無視をされるとなっております。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 武田議員。

○議員（7番 武田 幹夫君） 私たちが小さい頃と何ら変わりはないと思うんですが、そういうちょっとかいか悪ふざけは、子供たちが成長する上で私は若干必要ではないかなというふうに思っております。ここから先がいじめ、ここから先がいじめではないというようなこと、やはり先生方もこの判断がちょっと難しいのではないかなというふうに思いますが、ぜひ教育長の判断でこれからもまたよりそういうことがないようにお願いをいたしたいと思っております。これからの子供同士のコミュニケーションも大変だなというようなことを感じたところであります。

次に、ネットによるいじめもあるのではないかと思います。小中学生でスマホ、携帯電話を所持している児童生徒、この所持率をお伺いをいたします。

○議長（渡邊 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（児玉 和弘君） スマートフォンや携帯電話を所持している小学生は39.8%、中学生は73.1%、全体で51.1%になります。

○議長（渡邊 静男君） 武田議員。

○議員（7番 武田 幹夫君） 小学生の約4割が所持しているということで、ちょっと考えるところがありますが、何に使うのかなと思ってちょっと考えますが。やはり、時代の流れで仕方がないのかなというようなことも考えます。

次に、ネットによるいじめの件数もお伺いをいたしたいと思っておりますが。

○議長（渡邊 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（児玉 和弘君） ネットいじめにつきましては、パソコンや携帯電話等で誹謗

中傷や嫌なことをされた件数を申し上げます。

令和元年度1件、令和2年度5件、令和3年度1件となっております。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 武田議員。

○議員（7番 武田 幹夫君） ネットによるいじめが案外少ないというふうに思いましたが、これから増えるのではないかというような気もいたします。このネット社会でどう犯罪から防ぐかが問題だと思っております。

小学生の約4割が所持しているということでもありますので、いろいろなトラブルに巻き込まれる可能性も多くなると思うんです。例えば、出会い系サイトによる犯罪、またゲーム依存、ゲーム課金による高額請求など、様々な問題を抱えている生徒も多いのではないかなと、今後もまた増えるのではないかというふうに思っております。

そこで、スマホを所持する上で、本来ならば自宅で指導されるのが当然だと思っておりますが、学校でもそういう指導はされているのか、お伺いをいたします。

○議長（渡邊 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（児玉 和弘君） スマートフォンを所持する上で、児童生徒がICTを正しく適切に利用できる力を身につけることが必要だと考えております。

そこで、学校では情報モラル教育、デジタルシティズンシップ教育に取り組んでおります。子供たちを指導するには、先生が指導方法を理解していなければなりませんので、昨年8月に教職員を対象とした教育講演会において、文部科学省ICT活用教育アドバイザーを務めておられます静岡大学教育学部、塩田准教授に、「1人1台端末環境での情報モラル教育の指導法」との演題で講演をしていただきました。

また、小学5年生から中学3年生までの児童生徒は、デジタル時代に必要なスキルを教えるDQ Worldという教育プログラムを使い、ネットいじめの状況を検知しそれらに賢く対処する能力と、オンラインにて情報が真実か虚偽か、コンテンツが有害か無害か、人とのつながりが信頼できるものか怪しいものかを区別する能力の2つのデジタルシティズンシップスキルを学びました。

児童生徒がいじめの被害者・加害者にならないよう、また将来デジタル社会の良き使い手、良き担い手となるよう、継続して取り組んでいきたいと考えております。

○議長（渡邊 静男君） 武田議員。

○議員（7番 武田 幹夫君） このICT、情報通信技術が進むにつれて、いじめ自体がなかなか見えにくくなっているんです。以前は言葉で言うておりましたが、今はもう電波で飛んでいきますから全然見えない状況で、これからどんどん増えていくのではないかというふうに思っ

おります。そういう中でもありますが、引き続き児童生徒のサインを捉えながら対応していただきたいというふうに思っております。

本町でもいじめの防止基本方針を策定されているということでもあります。また、8月を除いて毎月1回、いじめのアンケート調査を行っていただいているということでもありますので、そのようなアンケート調査の中で、このいじめを見つけていただきまして、子供たちをぜひ守っていただきたいというふうに思っております。よろしく願いをいたします。

いじめに関しては以上で終わりたいと思いますが、次に学校運営協議会についてお伺いをいたします。

学校運営協議会の委員は何名で、任期は何年なのか。また、どのような方々が委員に選任されるのか、お伺いをいたします。

○議長（渡邊 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（児玉 和弘君） 委員の人数等は、国富町学校運営協議会規則に定めてありまして、協議会の委員は10名以内、任期につきましては任命の日の属する年度の末日までで、再任を妨げない。委員には、保護者、地域住民、学識経験者、学校の教職員、その他教育委員会が適当と認める者となっております。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 武田議員。

○議員（7番 武田 幹夫君） 様々な方々がメンバーということで、いろいろな意見が出て、活発な協議が期待できるのではないかなというふうに思っております。

次に、学校運営協議会の設置によって、メリットをお伺いをいたしたいと思います。

○議長（渡邊 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（児玉 和弘君） 設置によりますメリットといたしましては、1つ目に、校長や教職員の異動があっても学校運営協議会によって地域との連携がそのまま継続される持続性です。

2つ目に、校長が作成する学校運営の基本方針の承認により、関係者が皆当事者意識を持って取り組みます。

3つ目に、子供たちがどのような課題を抱えているのか、地域でどのような子供を育てていくのかという目標を共有できることです。

以上、3つのメリットが考えられます。

○議長（渡邊 静男君） 武田議員。

○議員（7番 武田 幹夫君） 私はPTA活動を、長男が小学校の2年生から約十四、五年でしか活動させていただきましたが、校長、トップが変わると学校がガラッと変わるんです。先生

方も働きやすくなったり、やっぱり人間関係ですからそこら辺が、トップが変わったりすると学校の方針まで変わってきます。そういうことで、継続した方針に向かってこの地区の方々、またいろんな役員の方々がそれに向かっていくということで、一番ここが大事なところだと思うんです。

次に、木脇中学校区で、この学校運営協議会の令和4年度の具体的な活動をお伺いをしたいと思います。

○議長（渡邊 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（児玉 和弘君） 令和4年度の活動につきましては、令和4年6月2日に第1回目の会議を開きまして、10名の方々に委員を任命し活動を開始いたしております。

主な活動内容ですが、木脇地区における様々な課題のリストアップ、木脇小中学校の学校運営の基本方針の説明と承認、木脇小学校の授業の様子を参観頂きました。また、木脇中学校の防災プラン発表会での提言を頂いております。それから、子供たちの活動を支援していただける地域の方々の情報収集などであります。

協議会設置から1年足らずですが、委員の皆様には積極的に活動頂いております。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 武田議員。

○議員（7番 武田 幹夫君） 様々な活動をされているようですが、学校運営協議会は地域とともにある学校づくりを目指して設置されたと思いますので、学校の行事や活動状況は積極的に地域住民へ周知してほしいと思っておりますが、地域住民に対してどのような情報発信をしているのか、お伺いをいたします。

○議長（渡邊 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（児玉 和弘君） 武田議員がおっしゃるように、地域とともにある学校づくりを目指しておりますので、地域住民への情報発信はとても重要だと考えております。

学校運営協議会を設置した木脇小中学校に限りませんが、各学校が発行します学校だよりを区長文書で回覧いたします。また、学校のホームページに掲載して情報を発信しております。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 武田議員。

○議員（7番 武田 幹夫君） 次に、学校運営協議会の設置により期待される効果と課題も出てくるのではないかなというふうに思っておりますが、その辺りをお伺いをいたします。

○議長（渡邊 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（児玉 和弘君） まず、効果につきましてはですが、地域住民と子供たちの交流が深まり、お互いの顔が分かる関係になり、地域住民が子供たちに積極的に声をかけるような場面が増えると思います。

また、地域住民の中には専門的な知識や技能をお持ちの方がいらっしゃいますので、それを生かした学校運営や教育活動が実現し、子供たちに多様な経験を積ませるキャリア教育ができます。

さらに、学校の現状や運営方針について理解が深まりまして、地域住民が学校の応援団になることが期待できます。

次に、課題につきましてですが、学校行事や活動内容によりましては人手が必要なものがありますので、ボランティアで学校支援活動に参加していただける人員の確保が課題だと考えております。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 武田議員。

○議員（7番 武田 幹夫君） 人員がと言われましたけど、やはり地域住民の方々へこういう活動をやりますということだけで言っていたら、私、ボランティアでやっていただける方もかなり多くいらっしゃると思うんです。ただ、声かけをしてないから、その方たちはやっぱり遠慮されて、私たちが行っていいものだろうかというようなことで考えていらっしゃる方もいらっしゃると思うんです。そういう課題に対しては、やはりこういう学校運営協議会のメンバーになっていただいて、それ以外の方もぜひ協力をお願いしますということで、言っていたら解決するんじゃないかなというふうに思っております。

そこで、教育長が冒頭に言われましたけど、ほかの校区でも設置したいというようなことを言われましたが、来年度の設置は可能なんでしょうか。そこら辺りもちょっと、あとですか、森永校区とあと本庄校区ですか、ありますが、その辺りをどう考えていらっしゃるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（渡邊 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（児玉 和弘君） 教育長の答弁にありましたように、今後は、木脇以外の地区でも学校運営協議会を設置していきたいと考えておりますが、まず委員になっていただける方の人選とかそういうところも課題がございますので、今後設置に向けて活動したいと思います。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 武田議員。

○議員（7番 武田 幹夫君） すいません、時間がだいぶ余りまして、まとめになりますが。

今年度、地域とともにある学校づくりを目指して木脇地区に学校運営協議会を設置されたことは、地域のコミュニティーの再生にもつながるのではないかなというふうに考えます。近年、人付き合いや地域のつながりが希薄になっている昨今でございますので、今後、地域住民と子供たちの交流で、お互いの顔が分かり、地域住民が子供たちに積極的に声かけしたりと、今日失われつつある人付き合いの基本的なことを取り戻すためにも、この取組を町内全域で広げていただき、

地域住民を巻き込んだ活発な活動になるよう期待をして、お願いをしたいと思います。

すいません、大分時間が余りました。以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渡邊 静男君） これで、武田幹夫君の一般質問を終結いたします。

.....

○議長（渡邊 静男君） ここで暫時休憩します。次の開会を11時30分といたします。よろしくをお願いします。

午前11時15分休憩

.....

午前11時29分再開

○議長（渡邊 静男君） 休憩を閉じ、再開いたします。

次に、緒方良美君の一般質問を許します。緒方良美君。

○議員（11番 緒方 良美君） 皆さん、こんにちは。傍聴席の皆さん方、お忙しい中本当にありがとうございます。ご苦労さまです。

この3月をもって退職されます6名の職員の皆様、吉岡課長、重山課長、大矢課長、児玉課長、福嶋主幹、黒岩副主幹、長い間お疲れさまでした。

退職後は、今まで犠牲となってきたかもしれないご家族とゆっくりした生活を送ってください。また、私も10年ほど前に経験をいたしました。なかなかできなかった長期旅行なども楽しんではいかがでしょうか。そして、やはり今まで培ってこられた知識や経験を生かしていただいて、今後も我が町や地域のために変わらないご活躍をお願いしたいと思います。本当にお疲れさまでした。

それでは、議長のお許しを得ていますので、一般質問に入りたいと思います。

まずは、法華嶽公園の整備運営についてであります。

第1駐車場から子ども広場への小道が、樹木に覆われて暗く、伐採してほしいとの要望があります。また、法華嶽薬師寺の先にあります木製展望台から太平洋を望みますと、ここも樹木が邪魔をしており、大パノラマとは言えないとの意見もあります。この周辺樹木を伐採できないか、お伺いをいたします。

次に、第1駐車場隣接しております北側の広場、ここに幼児用のブランコ等の遊具を設置すれば駐車場から近くなり、幼い子供を持つ親は利用しやすいと思いますが、設置できないかお伺いをいたします。

次に、今度建設されましたドッグラン施設ですが、このオープンに向けての取組についてお伺いをいたします。

さらに、公園には、全国でも指折りのすばらしいグラススキー場があります。グラススキー場の利用促進のためのイベント計画をお伺いをいたします。

次の項目は、職員の職場環境についてであります。

まずは、職員が仕事をしやすい職場環境にするために、どのような取組を行っているのかお伺いをいたします。

次に、町政発展のため、職員から意見を募り、採用する機会はあるのかをお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（渡邊 静男君） 答弁を求めます。町長。

○町長（中別府尚文君） それでは、緒方議員のご質問にお答えをいたします。

まず、子ども広場への通路については、ご指摘のように、樹木の生長に伴い薄暗くなってきておりますので、早急に対処したいと思っております。

また、薬師寺北側に位置する展望台からの景観整備であります。国有林であることから、所管する宮崎森林管理署に問い合わせたところ、景観整備の目的だけで伐採することは原則できないとのこととあります。

しかし、特例措置として、対象部分を国から借り受け、立木の補償を行って伐採する方法もあるとのことですが、これも国との協議が必要となりますので、宮崎森林管理署と引き続き検討を行っていきたいと考えております。

法華嶽公園展望台は、和泉式部などの伝説もあり、歴史的価値も高い場所であることから、眺望ポイントとして整備しています。展望台を訪れる町内外の観光客の満足度が向上するような環境整備として、良好な自然環境及び景観の保全を図ってまいりたいと思っております。

次に、ブランコ等の遊具の設置についてであります。

第1駐車場横の広場は、駐車場に隣接しているため荷物の搬入もしやすく、バーベキュー施設も近くにあることから、幅広い利用がされているところです。

また、4月15日に計画されているホッケストックもこの広場での開催を予定しているようです。このように、この広場にブランコを設置するとなりますと、事故防止の観点から必要なスペースを確保することが求められることとなります。したがって、設置が可能か、また、子ども広場に設置されている遊具の利便性を高めるための工夫なども一緒に検討してみたいと思っております。

次に、ドッグラン施設オープンに向けての取組についてであります。

まず、施設の概要について説明いたしますと、広さは約800m²のL字型で長辺は36m、大部分が芝生ですが、桜や小さなせせらぎ、またテントも有しています。県産材でつくられた犬用障害物などの工作物はSNS映えする造りになっており、県内でも有数の広さと変化に富んだ

施設となっております。

2月26日にプレオープンイベントを開催しましたが、町内外から64人の愛犬家たちが集い、すばらしい交流の場となり、たくさんの笑顔が見られました。

また、当日は、地元のボランティア団体がパンやコーヒーを販売したり、弁当や犬用のおやつを販売するショップも出展されたりするなど大変なにぎわいでした。4月1日の本格オープンに向け、3月はプレオープン期間ですが、オーナーの間では、既にSNS等により情報が広まっており、予約受付も開始しました。

今後も定期的なイベントを企画するなど、町内外への積極的なPRで法華嶽公園の集客力アップにつなげていきたいと思っております。

次に、グラススキー場の利用促進についてであります。

昨年はアウトドアムービーシアターや全国規模のグラススキーヤーによる強化合宿、野外イベント、トレイルランニングなど、いずれも民間主催によるイベントが開かれ、町内外からたくさんの人が訪れました。

また、本年3月26日には、南九州ロードスターミーティング2023も予定されており、県外などから170台もの車が集合し、多数の方が法華嶽公園に訪れることから、積極的にグラススキー場の利用や観光リフトの利用をPRしたいと思います。

現在、スキー場の斜面を活用したヒルクライムレースやドライビングコンテスト等の催しなどの構想も練られており、グラススキー場を生かした様々なアイデアで利用促進を図っていききたいと考えております。

次に、働きやすい職場環境の取組についてであります。

働きやすい職場の環境づくりについては、令和3年3月に策定した特定事業主行動計画に基づいて、仕事と子育ての両立、仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりに取り組んでいます。

また、各課において、課長が中心となり課内検討会を実施するなど、業務がスムーズに執行できる体制づくりを行っているところです。仕事をしていく上で重要となります職員相互のコミュニケーションにつきましても、課内で職員の心身の状況を把握しながら、明るい職場づくりに努めるとともに、職場全体では、全職員が加入する職員互助会でのレクリエーションや行事を通して親睦を深めております。ほかにも、全職員に労働安全衛生法に基づいたストレスチェックを実施し、ストレスの高い職員については、町が指定する産業医による面談ができる体制も整えております。

今後も、快適な職場環境の形成や職員の心身の健康確保により、職員が最大限の住民サービスを提供できるよう働きやすい職場環境づくりに努めてまいります。

次に、町政に職員の意見を採用する機会の確保についてであります。

本町では、令和元年度から町の施策、事務事業等に関して、職員の創意工夫による提案を募集する職員提案事業を実施しており、町民サービスの向上や業務の効率化を図っております。職員から提案を募ることで、職務に対する意欲の向上や活力ある職場づくりにもつながるものと考えております。

募集内容としましては、町の活性化、人口減少対策、業務改善、町民サービス等の分野で費用対効果が見込め、有効性のある事業を募集しており、これまで53件の提案がなされ、DX関連につきましては、全職員を対象とした提案募集を現在行っているところです。

令和5年度におきましても、新規事業として採用したものがあり、今後も職員提案事業を継続して、職員の意識向上や意欲の向上を図っていきたいと考えております。

また、必要に応じて職員の横断的な意見を聴取するため、課の枠を超えた職員によるプロジェクトチームを編成することもあり、令和5年度はDX推進において導入する予定としております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 補足答弁はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 若干時間が早いですが、切りがよいようでございますので、ここで暫時休憩といたします。次の開会を1時5分といたします。

午後1時03分休憩

.....

午後1時05分再開

○議長（渡邊 静男君） 休憩を閉じ、再開いたします。

緒方議員、質問を続けてください。緒方議員。

○議員（11番 緒方 良美君） ありがとうございます。法華嶽公園の運営につきましては、町として今までいろいろな対策をしてきておりますが、利用者の減少と費用の拡大等で頭の痛い施設の一つだろうとは思っております。

まず、お断りをいたしますが、今回の公園の整備運営については、キャンプ場、じゃぶんこ広場、テニスコート、パターゴルフ等たくさんの施設がある中で、ほんの一部の第1駐車場付近や展望台周辺に限っての質問でありますので、ご了承ください。

駐車場から子ども広場への上っていく小道の樹木伐採の要望は、2年ほど前に幼い孫を遊びに連れて行ったおばあさん、私の地区の近くの方ですが、そのおばあさんと言っても、私よりも10歳ばかり若い方でして50代の方ではあります。その方の要望ですのでよろしくお願いたします。

この要望を頂きまして、早速確認に行き、遅ればせながら、改めて昨年の夏に現地確認に行き、

今回の質問となりました。

第1駐車場周りには、こんもりとした森の中に小さな池があり、そこで鯉の餌やりができ、眼下には芝生の広場もあり、幼い子供も喜ぶような環境であります。

ただ、子ども広場へ直接上っていく小道は道幅も狭く、確かに両脇に大きなヒノキや桜の木が茂って暗い道でした。つい先日も同じルートで確認すると、昨年の夏とは少し違って、桜の葉は落ちているので少し明るいとは感じましたが、過去にシイタケ栽培をしたような跡もあり、そのためかうっそうとした森には違いないなと思ったところであります。

その後公園の樹木伐採の問題を何人かの人に聞いてみると、「こんな杉などで覆われた公園は珍しいよ」とか、「杉などは今高く売れるから、今が切るチャンスだ」との意見や、また「薬師寺の先にある展望台から太平洋側を望むと、木が邪魔しているよ」との意見も聞きました。そういった意見を聞き、早速展望台に上ってみると、東側の太平洋側はヒノキが茂って、確かに大パノラマではありません。したがって、この周辺の樹木についても伐採できないかと思った次第であります。

ここで、樹木伐採を要望するに当たり、参考のためお伺いしますが、法華嶽公園は薬師寺北側の日本庭園や花園まで、全面積は34.9haという広大な土地であるようですが、そのうちの町有面積、国有林面積、私有地面積があれば教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 大矢企画政策課長。

○企画政策課長（大矢 雄二君） 公園の全体面積、おっしゃるとおり約34.9haですが、内訳といたしましては、町有地が31.3ha、それから借地となっている民有地が3.6haとなっております。しかし、地籍調査がまだ済んでおりませんので、正式な面積は確定しておりません。以上です。

○議長（渡邊 静男君） 緒方議員。

○議員（11番 緒方 良美君） 聞きますと、ほぼ町有地となっておって、3.6ha、これだけが民有地を借地として利用しておるといったことであります。

ただ、先ほどの町長答弁でありましたが、展望台の東側は、私が考えますに法華嶽公園外となるようでありまして、国有林というような回答でございましたので、そのように判断をいたしました。

続けてお聞きいたしますが、杉材やヒノキ材、こういったものの販売価格は最近高くなっておりまして、近年の販売価格の推移を教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 日高農林振興課長。

○農林振興課長（日高 佑二君） ただいまの杉、ヒノキの最近の単価ということでの質問ということでございますけれども、宮崎中央森林組合から聞き取りを行いましたところ、今年の

2月22日の市場での取引の価格なんですけれども、平均1m³当たりの平均単価で申しまして、杉が1万2,973円、ヒノキが1m³当たり、1万4,598円ということで伺っております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 緒方議員。

○議員（11番 緒方 良美君） ありがとうございます。やはり以前は1万円程度だったと思っております。それよりも安い時期もあったようで、やはり今が伐採の時期であるというのには間違いないかなというふうに思っております。

これも先ほどの町長答弁で子ども広場への小道の樹木伐採をして頂くとお聞きしましたので、本当にうれしく思っております。樹木伐採できれば、公園の玄関口と言える部分が明るくなります。残念ながら展望台から太平洋を望む東側の山林は国有林であるということで、景観の整備の目的では、なかなか伐採ができないというような事でしたが、特例としては、伐採の可能性もあり得るので検討してみたいというような答弁を頂きました。

国の所管は宮崎森林事務所だということですが、今後も強く要望して、伐採して頂くよう、よろしくお願いをしたいと思います。公園全体を眺めてみても、樹木に覆われた未開発部分がありそうですので、総合的な樹木伐採の検討を前向きによろしくお願いして、次に行きたいと思えます。

次の第1駐車場隣接の北側広場にブランコ等の設置の要望であります。

駐車場から子ども広場へ上がるには、小さな小道を通って上ればきつくて、広い道のほうを上がっていくと、途中から階段等があつて、幼児を連れては本当に大変です。幼児を持つ保護者は、駐車場のできれば近くで遊ばせたいと思うわけで、第1駐車場のすぐ北側に、まさに手頃な広場があり、そこに滑り台が1個しかないというのは、本当にもったいないなと思ったところです。入園料の要らないオープンな公園でありますので、幼児を連れてたくさんの家族が来てほしいものです。

お聞きいたしますが、町長答弁はブランコ等の設置、検討及び子ども広場の遊具を利用しやすくしたいとのことでありましたが、具体的な考えがあればお聞きをいたします。

○議長（渡邊 静男君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大矢 雄二君） まずは、駐車場から子ども広場へのアクセスの改善が課題と考えております。また、法華嶽公園モニターから聞き取った意見で、子ども広場に子育て世代の保護者が休憩するベンチを設置してはどうかという意見を頂いておりますので、ブランコの設置と併せて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 緒方議員。

○議員（11番 緒方 良美君） 前向きなご配慮を本当にありがとうございます。私もグーグル検索して幼児用のブランコ価格等を見ってみました。大きなブランコなら費用もかかるでしょうが、幼児用なら遊具自体はそんなに高くないのかなと感じたところでもあります。名前が分かりませんでした。スプリング式のまたがって遊ぶ動物、こういったものもそれほど高いものではありません。そして、小さいものですから場所も取らないというふうに考えております。ぜひとも第1駐車場北側広場の遊具設置の検討をお願いしたいと思っています。

さらに、今言われました子ども広場の利便性向上のためということですが、先ほど申しました樹木の伐採、この後にはぜひともこの狭い小道の道路拡張整備、これも要望して次に参りたいと思います。

次は、ドッグラン施設のオープンに向けての取組であります。

町内に愛犬を堂々と遊ばせる施設が少ない中で、町内外から大勢の利用客が来てくれればと思うところでもあります。

お聞きをいたしますが、法華嶽公園内で過去20年間くらいにおいて、こういったドッグランのような新規につくった施設はありますか。

○議長（渡邊 静男君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大矢 雄二君） ここ20年では、新たにつくった施設はありません。令和元年度から2年度にかけて、キャンプ場の常設テントを廃止して、オートサイト、レギュラーサイト、フリーサイトのキャンプエリアを整備をしております。それのみです。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 緒方議員。

○議員（11番 緒方 良美君） そうですから、今回のドッグラン施設は画期的な企画の建設で、久々の新規施設であり期待も大きく膨らんでいるところでもあります。

続いてお聞きしますが、県内におけるドッグラン施設は、市町村の公営それと民営業者にて、どのくらいあるのかお教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大矢 雄二君） 公設民営の指定管理が2か所、民営については、把握できない小規模のものもあるかもしれませんが、担当課がつかんでいる情報では、最低7か所あると把握しております。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 緒方議員。

○議員（11番 緒方 良美君） そうでありますと、県内においては、おおむね民営ばかりということでお聞きをいたします。公営の運営は、今回の国富町だけだということ判断いたしま

した。

民営なら営利を目的としますが、我が町運営となれば、法華嶽公園の集客力アップ目的のために様々な努力を期待いたしたいと思います。

次に、ちょっと心配なことをお聞きいたしますが、一般的には犬の糞は飼い主が処分すること。つまり持ち帰るのが当然だというふうに考えますが、糞の処理対策はどうされますか。また、尿は地面にそのまま垂れ流しとなり、長年すると周辺が臭くなってくるのではという心配の声が出ております。この辺も含めましてどうでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（渡邊 静男君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大矢 雄二君） 基本的には飼い主の責任において糞は持ち帰り、尿は水で薄めることを求めておりまして、どこのドッグラン施設でも、これを利用条件の一つとしております。

法華嶽ドッグランでは天然芝のため、人工芝のように成分が分解されず残留することはないと思われませんが、今後の状況を見ながら、場合によっては、マーキング用の電柱のような構造物を設置することも検討したいと思います。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 緒方議員。

○議員（11番 緒方 良美君） 少し安心をいたしました。ただ、利用者の中には基本的な規則を守らない方が出てくる可能性があります。丁寧をお願いをしながら、糞尿対策は公園側の負担とならないように運営をして頂きたいと思っております。

次に、これも町長答弁で先月2月26日にこの施設のプレオープンイベントが開催されて、64人というたくさんの愛犬家たちの参加があり、大変にぎわったという報告でございましたが、この件についてもう少し詳しくお願いをいたします。

○議長（渡邊 静男君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大矢 雄二君） 今回、プレオープンの2週間前からSNSなどで呼びかけましたところ、64人、51頭の参加がありました。町内外から軽食や犬関連の出展がありまして、また天候にも恵まれて非常に盛り上がりました。参加者からは「地元ですばらしい施設ができた」「犬も喜んでいる。友達を誘ってまた利用したい」「芝生がとてもきれいで水辺もあり、県内ではほかにない施設」などの声が聞かれました。宮崎ケーブルの取材もありまして、3月中に18回放送されるそうです。そして、その後、ユーチューブにも掲載される予定と聞いております。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 緒方議員。

○議員（11番 緒方 良美君） 大変盛り上がったようで、プレオープンで大成功を収められたというような経過を聞きました。今のところ期待しかありません。

さらにお聞きしますが、この施設の利用率向上対策として、今後どんな企画を考えていらっしゃいますか、お聞きをいたします。

○議長（渡邊 静男君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大矢 雄二君） 利用率を上げるために、先日から予約状況が町のホームページで確認できるようにしておりますが、今後はオンラインによる予約受付なども検討したいと考えております。また、ドッグランに隣接する旧管理棟、これを現在民間に貸しているんですが、ここをドッグカフェに改装して、ドッグランとともに一体的に管理してくれる民間業者を探しまして運営を任せる方法も考えられます。

法華嶽公園にはドッグランだけでなく、ほかにも様々な施設がありますので、犬連れの家族がいろんな楽しみ方ができる公園として、モデルコースを紹介するなど、楽しみ方の提案も行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 緒方議員。

○議員（11番 緒方 良美君） 聞きますと、ドッグラン南側にある旧管理棟の再利用という考えがあるようですが、大いに賛成でございます。利用されていない施設が復活利用されるのはうれしいことであります。

今回新規の施設ですから初めが肝心と考えておりますが、町内外への広報対策をお伺いいたします。

○議長（渡邊 静男君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大矢 雄二君） 町内向けには広報「くにとみ」4月号のほか、チラシや町のLINEを使って周知を図ります。それから、町外に対しては、愛犬家が足を運ぶショップや動物病院、公的機関、コンビニなど人が集まる施設にもチラシを配布するなどPRを行っていきたいと考えております。

また、プレオープンイベント前にはプレスリリースを配信したんですが、取材に来られまして、先ほど申しましたとおり、既に宮崎ケーブルテレビで放送が開始されております。それから、NHKでも3月10日に放送予定であります。4月にはUMKの国富ウィークがありますので、こちらでも有効に活用したいと考えております。それから先日3月4日の日、まつり宮崎が開催され、26市町村の物産市が開かれたんですが、その中でも職員がチラシを配ったり、犬のかぶりものをしてPRを行いました。さらにドッグラン利用者によるLINEグループも発足しております。既に50人が加入しております。

町では、今後もあらゆる機会をとらえてPRを行うとともに、定期的にイベントを開催して、LINEグループなども活用しながら来園を呼びかけていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 緒方議員。

○議員（11番 緒方 良美君） 広報「くにとみ」、チラシ配布、テレビでの発信、LINEグループ活用とさまざまな計画がされておるようですが、よろしく願いをいたします。

この法華嶽公園の件で最後になりますが、グラススキーの有効活用について、自席からの質問はありませんが、要望をお願いしたいと思います。

1月末の日曜日に午前中に家内と公園の様子を見に行ってみました。第1駐車場に12台のお客さんの車があり、駐車場から見ますと、幼児を連れのお父さん、お母さんが2組おられました。グラススキー場を見に行きますと、マウンテンボードという四輪車に乗って滑っている5人の子供たちがおり、みんな高鍋からの母親と子供たちでした。今回が2回目というようなことでしたが、マウンテンボードを結構うまく滑っていきまして、子供たちに聞いてみますと、午前中だけで17回リフトに乗ったり滑り降りたりのを往復をしておったようです。本当に楽しそうで、すぐにリピーターとして来てくれるだろうと思ったところでもあります。

やはり法華嶽公園といえば、全国でも有数のすばらしいグラススキー場です。これをメインで活用すべきと思います。町長答弁でドライビングコンテスト、ゴルフのドライビングコンテストだと思いますが、この構想を検討したいとのことで、これも大賛成であります。前向きなイベント計画を確実に実行していただいて、にぎやかな公園にして頂きたいと要望して、次の項目に行きたいと思います。

2番目の職員の職場環境についてであります。

私も議員となり6年目となっておりますが、今までいろいろな課長さんほか職員の方々とお付き合いをさせていただいています。しかし、特にこの3年間はコロナ禍により、職員の皆さんとの語らいや懇親の場もないままに過ごしていることが残念であります。今回は職員皆様の一人一人が我々に対してもすばらしい対応をしていただいていることに感謝をしながら質問をさせていただきます。

この3年間のコロナ禍で、もし感染したら休まざるを得ず、副作用で職場復帰が難しい方やそのまま退職に至る方が町内でもおられると聞いています。上司や同僚との関係が気まづくなり、悩んだ末に若い職員が辞めていく事例も、町内企業でごく最近聞いています。我が町職員は大丈夫でしょうか。

職員が自分に与えられた業務の不具合で悩んだり、また一方で、上司や同僚との人間関係の不満や意見の相違などで悩んではいないでしょうか。悩みの一つもない人間はいませんが、悩んだ

末の退職は、職場環境の問題として防がなければいけません。

確認のためですが、答えにくいかもしれませんがお聞きします。退職者の件ですが、最近5年間の年度ごとの中途退職職員人数、そして退職理由が分かればお願いをいたします。

○議長（渡邊 静男君） 重山総務課長。

○総務課長（重山 康浩君） 最近5年間での中途退職者ということですが、平成30年度に1名が自己都合により退職をしております。また、令和3年度に2名の退職者がおりますけど、1名は懲戒免職によるもので、もう1名は家庭の事情で県外の自治体のほうに再就職をしたものであります。

以上、お答えします。

○議長（渡邊 静男君） 緒方議員。

○議員（11番 緒方 良美君） 少ないようで本当に安心をいたしました。今後の職場環境改善のためには、やはり対策をしていかなければなりません。

お聞きをしますが、職場自体が楽しいと思えるような常日頃のコミュニケーションづくりが大事なことであります。親睦のためのレクリエーションやサークル活動をお伺いをいたします。

○議長（渡邊 静男君） 総務課長。

○総務課長（重山 康浩君） 職員の親睦につきましては、町長の答弁にもありましたように、全職員が加入します職員互助会で、主に法華嶽公園を利用してグラウンドゴルフやパターゴルフ、それからウオークラリーなどのレクリエーション大会を実施するなどして親睦を深めております。

ただ、ここ数年間はコロナの影響などによりまして実施ができておりませんでした。その中で本年度は少数単位のグループで交流会を実施をしております。また、各課単位でいきますと、コミュニケーションを図るための交流会、レクリエーションや飲み会というようなこととなりますが、さらに慰安旅行に行く課もございます。

それから、サークル活動につきましては、スポーツ関係では野球、ミニバレー、テニス、スキー、ウオーキングなどの部、サークルがありまして、ゴルフにおいても年4回ほどコンペを開催して職員間の親睦を深めております。それ以外では、短歌などを親しむ文化活動、そういったものもあるようでございます。

以上、お答えします。

○議長（渡邊 静男君） 緒方議員。

○議員（11番 緒方 良美君） ありがとうございます。いろいろ企画をされておるようで安心をしております。仕事ばかりでは気を抜く場がありませんで、今はアフターファイブでの飲み会もなかなかしづらい今日です。レクリエーションやサークル活動を進めていくことで、悩みやストレスから解放されるはずで。

部下職員は上司に対してはなかなか意見が言えない立場ですが、それには上司と部下が一对一で話すのが一番だとのことであります。専門用語でワン・オン・ワンと言うらしいんですが、この事例の一つであります。大企業のヤフー株式会社では週に一度の頻度でワン・オン・ワンミーティングを行っておるということでもあります。上司から部下に言葉をかけて頂いて、ごく普通の何気ない世間話を誘ってみてください。そんな機会も設けたらいいのではないのでしょうか。

次に、職員の悩み相談としてストレスチェックを実施し、指定する産業医による面談があるというようなことでありますが、悩み相談を聞く窓口はどこですか。それから、外部の専門相談員はありますか。よろしくお祈いします。

○議長（渡邊 静男君） 総務課長。

○総務課長（重山 康浩君） 職員の悩みや意見、こういったことにつきましては、まずは各課で上司、それから先輩職員が相談に乗っているものと考えております。その辺りは各課長が責任を持って対応するということにはなりますが、それでも困難な場合につきましては、総務課が窓口となりまして、いつでも相談を受ける体制を整えております。

それから、総務課にも相談しづらい、そういった場合もあると思います。そのような場合は、県の市町村職員共済組合におきまして、メンタルヘルスカウンセリングが受けられる制度もありまして、気軽に安心して利用できるようになっておりますので、そちらを紹介しております。

以上、お答えします。

○議長（渡邊 静男君） 緒方議員。

○議員（11番 緒方 良美君） 上司は上司で、立場として本当に大変であります。これからの若手職員も生き生きと仕事に邁進していただきたいと思っております。

これも先ほど町長が言われましたが、職員提案事業の件に移ってみたいと思っております。

我々議員は、一般質問等で町民の意見等を伝えることができますが、職員の皆さんも日頃仕事をやる中で、無駄なところや事務改善したらいいなと思うところ、そして、また町民からの意見を聞いたりして、こうしたらいいだろうと思うところもあるかと思ひます。なかなか勇気の要る改革とは思ひますが、全職員の皆さんが真面目に本気で改革案を考えていただければ、面白い前向きな企画になると思ひます。

お聞きしますが、町長答弁で、職員の意見で新規事業として採用したものがあつたことでしたが、その事例がありましたらお祈いをいたします。

○議長（渡邊 静男君） 総務課長。

○総務課長（重山 康浩君） 新規事業ということで、職員提案事業、こちらにつきまして説明をさせていただきますと思ひます。

この提案事業は、令和元年度から実施しておりまして、今までに採用というか予算化した事業

につきましては、令和元年度が3件、それから令和3年度が2件、令和4年度が2件の合計7件でございます。

その中で主なものを申し上げますと、令和元年度には、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」というのが提案されまして、令和2年度に予算化して導入をしております。こういったものかといいますと、スマホのアプリでありまして、ごみ出しの日にアラームにより、その日のごみ出しの種類を通知してくれるものでございます。

次に、令和3年度には事務処理で使用していました文書処理カード、それから郵便発信票の紙の帳票からシステム入力に移行しましたペーパーレス化であります。これによりまして、本年度の印刷製本費の削減、それから郵便発信業務がシステム化によりまして、時間的な削減も大きな効果を上げております。

本年度につきましては、今後のDX導入に関しまして、外部人材であります地域活性化起業人の登用の提案がありまして、これは令和5年度の当初予算に盛り込まれております。

以上、お答えします。

○議長（渡邊 静男君） 緒方議員。

○議員（11番 緒方 良美君） 聞きますと、職員の前向きな意見53件があったということで、新規採用意見が少し少ないなどはと思いますが、7件が新規事業として採用されたとのこと。その中でスマホアプリとかデジタル化の企画というのは、やはり事務に精通した職員のアイデアだろうなと思ったところであります。

我が町の職員は大変優秀であります。職員の皆さんは、内部事務や行政知識に詳しいわけで、大いに執行部に参考となる意見もあるかと思えます。それには、職員提案事業だけでなく、常時庁舎内にアイデア箱を設置していただいて、いつでも職員が思い立ったときに応募ができる状態としてはいかがでしょうか。

お聞きしますが、前向きなアイデア箱を常時設置してはいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（渡邊 静男君） 総務課長。

○総務課長（重山 康浩君） アイデア箱の設置ということでございますが、現在設置はしておりません。

先ほど申し上げましたように、毎年度全職員を対象にした職員提案事業、こちらで提案を募集しまして、町政の業務に反映をさせているところでございます。

今後につきましては、この職員提案事業ですが、こちらにつきましては本年度までは次年度の予算に反映させるということから、7月から8月末までの募集期間で募集をしておりました。が、令和5年度からは、常時提案できるように、アイデア箱の設置というわけではありませんが、メール等で対応できるようにしていきたいと考えております。

その中で、すぐに対応できるような事業、そういったものがございましたら、年度途中からでも検討してみたいというふうに考えております。特にDX関連での提案があることを期待しております。

以上、お答えします。

○議長（渡邊 静男君） 緒方議員。

○議員（11番 緒方 良美君） ありがとうございます。前向きに、メール等での対応ということで、常時設置という形になろうかと思っております。大変ありがとうございます。早速お願いをしたいなと思っております。

最後に、要望でございますが、職員の今の提案の意欲向上のために、採用された企画はぜひ表彰をするような、そういった前向きな制度をつくっていただくことを要望して、以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（渡邊 静男君） これで、緒方良美君の一般質問を終結いたします。

.....

○議長（渡邊 静男君） ここで暫時休憩といたします。次の開会を1時55分といたします。

午後1時42分休憩

.....

午後1時54分再開

○議長（渡邊 静男君） 休憩を閉じ、再開いたします。

本日最後に、横山逸男君の一般質問を許します。横山逸男君。

○議員（12番 横山 逸男君） どうもお疲れさまです。傍聴の皆さんも大変忙しい中に本当にありがとうございます。

議長の許可が出ましたので、本日最後の一般質問となりますので、よろしく願いいたします。質問の前に一言申し上げます。

3月31日退職されます総務課の重山課長、企画政策課の大矢課長、都市建設課の吉岡課長、教育総務課の児玉課長、保健介護課の黒岩副主幹、学校給食共同調理部の福嶋主幹、長きにわたりまして本町の行政に関わっていただきまして、心から敬意と感謝を申し上げます。これからも町政の発展のため、尽力を尽くされますようお願いいたします。

それでは、通告順に従いまして質問をいたします。

最初に、農業情勢について伺います。

1番目に、コロナ禍で燃料、資材、肥料の高騰、また農産物価格低迷で農家は大変苦しんでいます。町単独の支援はできないか伺います。

2番目に、令和2年第4回定例会で一般質問しましたが、主に畑作で利用する生分解性マルチ

への補助はできないか、再度伺います。

3番目に、本町の人・農地プランの現状を伺います。

4番目に、本町の多面的機能支払交付金事業の現状を伺います。

次に、一般行政についてですが、1番目に、クリーンセンター、J A宮崎中央肉用牛総合ファームの周辺の地区民から異臭がひどいとの声がありますけど、その対策はできないか伺います。

2番目に、本町と公害防止協定を結んでいる企業等の内容と管理について伺います。

3番目に、本庄川について、毎年5月中旬から10月末頃まで半年間は濁水で川が濁り、釣りをする人も毎年見ることが少なくなりました。町として、県及び企業局に濁水改善について要望する考えはないか伺います。

以上で、壇上の質問を終わります。

○議長（渡邊 静男君） 答弁を求めます。町長。

○町長（中別府尚文君） それでは、横山議員のご質問にお答えいたします。

まず、農業資材等の価格高騰及び農産物価格低迷における支援についてであります。

近年の物価高騰は、燃油をはじめとして、肥料や資材、家畜飼料に至るまで、生産に係る様々なものの価格に転嫁されており、経営に深刻な影響を及ぼしています。

本町では、昨年、国の施設園芸セーフティネット構築事業における生産者負担分の軽減対策や配合飼料価格安定制度に係る生産者積立金の一部助成及び県の被覆資材等価格高騰対策緊急支援事業における町の上乗せ支援を行ってきました。

また、国の肥料価格高騰対策事業については、令和4年6月から10月に購入された肥料の高騰分における補填支援に続き、令和4年11月から令和5年5月までに購入される肥料の価格高騰分についても、今後、申請手続を進めていく予定であります。

ご質問の町単独の支援については、国の対策が今後予定されるような報道等もありますので、情報収集に努め、国県に対し、継続的な支援を要望していきたいと考えています。

次に、分解性マルチフィルムへの支援についてであります。

このことにつきましては、令和2年の第4回定例会でも答弁いたしましたとおり、分解性マルチフィルムは、土壌中の微生物によって分解され、使用後はロータリーなどで吸き込むことができるため、労力軽減や処理コストの低減が図れる有効な資材であると認識しています。

しかしながら、J A宮崎中央国富総括支店に問い合わせたところ、購入者は年に数人ほどであり、これは物価高騰の影響で価格が通常マルチよりも3倍程度割高であることが利用が拡大しない要因ではないかとのことでした。

ご質問の分解性マルチフィルムの支援につきましては、令和5年度に環境負荷低減を目的とし

た国の持続的生産強化対策事業の中に補助対象メニューがあるようですので、今後周知に努めていきたいと思えます。

次に、本町での人・農地プランの取組についてであります。

この制度は、近年、高齢化や農業の担い手不足が課題となっていることから、地域で話し合いを行い、今後、中心的な役割を果たす経営体に農地の集積や集約をして、地域の農業を守り、持続することを目的として制度化されたものです。

本町では、現在、9つの地区で取組が検討されており、そのうち2地区が計画作成に至り、現在、事業が実施されています。残りの7つの地区については、現在、2地区について具体的なプラン作成に向けた取組を始めており、アンケートの実施や農地の現状を示した地図作成等の作業を行っているところもありますが、全ての地区について、令和元年度以降に、新たに人・農地プランに取り組んだもので、説明会を開催後に新型コロナウイルス感染拡大により集会等を自粛せざるを得なくなり、話し合い活動などができていない状況であります。

したがって、今後は、7つの地区のプラン作成に向け、取組を加速化し、農業委員や農地利用最適化推進員の協力も得ながら、事業導入に向けた推進体制を強化していきたいと考えています。

次に、多面的機能支払交付金事業の現状についてであります。

この事業は、農業・農村が国土の保全、水源の涵養、景観の形成など多面的な機能を有していることから、農村地域の少子高齢化や過疎化など、農村環境を守る農家の様々な負担が増加している現状に対応するため、地域協働による農地・農業用施設等の基礎的な保全活動、施設の長寿命化のための活動等を支援するものであります。平成19年度に農地・水・環境保全向上対策として交付金が創設され、その後、法制化されて、平成27年度から農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づき実施されております。本町では現在、町内農業振興地域の約3分の1に当たる約830haにおいて、17組織が取り組んでいます。

次に、クリーンセンターとJA宮崎中央が運営する肉用牛総合ファームの臭気対策についてであります。

本町のクリーンセンターは、畜産農家から排出される畜糞と家庭から出される生ごみを合わせて堆肥化し、農地に還元する循環型農業の確立を目指し、昭和60年5月から供用開始しています。

また、平成8年度と平成25年度の2回にわたって改修工事を行い、供用開始から37年たつ現在も本町の農業振興に貢献しております。

クリーンセンターの臭気対策としては、堆肥発酵の際に出るアンモニアを防臭フード、防臭カーテンにより拡散を抑制すると同時に、ブロワーで強制的に吸引し、微生物脱臭槽で臭気を分

解し、大気に開放しております。

さらに、定期的に施設内で臭気測定を行っており、問題がないか確認しているところです。

J A宮崎中央が運営しています肉用牛総合ファームについては、総合ファーム建設時に堆肥製造施設も備えており、発酵槽での攪拌時に発生する臭気については、自然開放にて放出されています。

以上のように、臭気対策には設置当初から対策を講じておりますが、今後に向けましても、周辺の環境対策に配慮しながら、対応に努めてまいりたいと考えています。

次に、本町と公害防止協定を結んでいる企業等の内容と管理についてであります。

町内企業との公害防止協定締結は、全体で20社あります。

その内訳は、製造業9社、産業廃棄物関係が5社、畜産業1社、その他5社となっております。

誘致企業をはじめ、地域住民の生活環境に影響があると思われる企業等とは公害防止協定を結び、定期的に水質検査の結果報告の提出を義務づけております。

水質検査の提出を義務づけている企業は9社ありますが、そのほかにも水質に異常がないか確認するため、本町を流れる河川等で町単独の水質検査も年2回実施しており、必要な管理監督を実施しているところです。

次に、濁水改善の要望についてであります。

本庄川の濁水の発生及び長期化につきましては、関係機関によりますと、ダム上流域の立木伐採による山肌がむき出しになる、いわゆる裸地化に加え、台風などで大雨が降った際に大規模な斜面崩壊等が生じた結果、ダムに大量の土砂が流れ込むことが濁水長期化の要因と考えられております。

このため、宮崎県では、綾北川及び本庄川流域の濁水対策を検討するため、令和3年12月に九州森林管理局、熊本県、宮崎県及び関係自治体で構成する綾北川・本庄川流域濁水対策検討会を立ち上げております。

一方、宮崎県では、国土強靱化地域計画に基づき、ダムの機能回復と濁水対策として、田代八重ダムの土砂撤去を令和5年度から令和7年度にかけて実施する予定と伺っております。

町としましては、本庄川の清流を守り維持していくため、濁水対策検討会の検討結果などの情報収集に努めながら、必要と思われる場合は要望も行っていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 補足答弁はございませんか。

横山議員、質問を続けてください。横山議員。

○議員（12番 横山 逸男君） それでは、1番から行きたいと思えます。

燃料、資材、肥料の令和元年から令和4年ぐらいまででいいと思えますけど、その価格が分か

れば、主なものでいいのでお願いします。

○議長（渡邊 静男君） 日高農林振興課長。

○農林振興課長（日高 佑二君） ただいまのご質問にお答えいたしますが、まずは燃油、これは重油の価格で申し上げます。

重油の価格の変動につきましては、農林水産省の農業物価統計調査というのがございまして、この中で1L当たりの単価が、令和元年度は87.65円、2年が77.05円、3年が93.25円、4年は108.9円で、価格の低い2年と4年を比較しますと31.85円の差がありまして、1.4倍となっております。

ハウスの資材、これにつきましては、10a当たりの価格変動についてお答えします。

これは、宮崎県の営農振興協議会の農業用標準ハウス及び附帯施設の価格表から、令和元年度と4年度のAPハウス2号改良型の規格で申し上げます。

令和元年度の本体資材費が498万5,137円、4年度が653万4,077円と、154万8,940円高騰しております、1.3倍となっております。

あと肥料ということでございますが、化成肥料としましては硫安、これについてお答えいたしますが、これも農林水産省の農業物価統計調査によりますと、窒素21%の成分のもので、1kg当たりの単価が、令和元年は55.3円、令和2年が56.3円、令和3年が58.95円、令和4年が81.15円で、元年度と4年度を比較しますと25.85円高騰しており、1.5倍となっております。

あと堆肥につきましては、クリーンセンターの販売価格で申し上げますと、トン当たり税抜きで3,000円であり、令和元年度から4年度にかけて変動はございません。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 横山議員。

○議員（12番 横山 逸男君） ありがとうございます。

続きまして、農産物の価格といってもなかなかいろいろありますので、米価、米の価格をちょっと教えてもらえれば、やはり令和元年から4年まであれば、お願いいたします。

○議長（渡邊 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（日高 佑二君） それでは令和元年から4年の米価の変動ということのご質問でございますが、これJAの国富支店に聞き取りを行いましたところ、令和4年度はまだ未確定であるということで、令和元年から令和3年作について申し上げます。

1袋30kg当たりの単価で申し上げますと、令和元年が6,877円、令和2年が6,430円、やや持ち直しまして令和3年が6,528円という推移となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 横山議員。

○議員（12番 横山 逸男君） ありがとうございます。今の変動のように、農家の燃料、資材、肥料、どれを取っても1.3倍から1.5倍というふうになっている状況です。それからその上がる価格も、令和元年から3年ぐらいではそんなに上がっていないんですけど、4年から5年、もう今はまだ上がっていると思います。それに比べて農家の作物の価格というのは、ほとんど横ばいか、逆に下がっている状況ではないかなと思っています。それを見比べると、やっぱり農家の所得というのは圧迫されて、それだけ苦しいこと、現状はなっていると思うんですね。今、町長答弁でありましたように、国県というふうにいる助成がありますけど、それを1年、1年の助成というのは、価格というのはそんなに目立って上がった状況ではないんですけど、3年、4年になると1.5倍とか、もう今はたしか2倍、3倍になっている肥料は結構あると思うんですよ。だから1年にしてみればそうないんですけど、その申請手続、それが面倒くさくてされていない人が多いんじゃないかと思われま。そうしたときに国富町では農業は基幹産業でありますので、できれば何かの補助をお願いしたいと思ひまして、要望として上げていきたいと思ひます。

次に行きますけど、その続きなんですけど、令和2年度の4回定例会で一般質問しました生分解性マルチについてなんですけど、生分解性マルチの特徴としては、植物性樹脂といって分解性樹脂で原料がジャガイモなので、自然の微生物で土壌に分解するという特徴があります。分解してしまうので、労働力の省力化とCO₂の削減になると思うんですね。ビニールマルチを使うことによって、当然、労働力も片づけで要ります。そのマルチが全部は取れないんですね。降雨して雨が降った後に切れ端が畑に相当浮いてくるんです。それが今度は風で飛ばされて、山やらほかの圃場の中に入って、私はお茶をやってるんですけど、お茶の中にそれが入ってしまうと、もう製品になるまでなかなか出ないということで、そしてもしそれが製品の中に入っていると、もう全部が返品扱いになって収益ゼロになります。ほかの作物としては、大根とかああいうのは途中で洗っても分かると思うんですけど、そういうのが大いにあると思うんですけど、今、マルチ関係の値段というか、それが分かれば教えてもらいたいんですけど。

○議長（渡邊 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（日高 佑二君） 今のマルチの価格というのは、生分解性のご質問ということによろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

まず、分解性マルチの価格につきましては、これはJAの国富支店のほうに聞き取りを行いましたところ、幅が135mm、長さが200mタイプのもので、令和元年度は取引がございませんで、令和2年の単価が6,985円、令和3年が8,261円、令和4年が8,888円で、2年から4年度は1,903円高騰し、1.3倍となっております。

ちなみに普通のマルチの価格を申し上げますと、同じく幅が135mm、長さが200mmタイプで、令和元年から令和3年までの単価が2,805円と同価格でございまして、令和4年が4,002円と、1,197円高騰し、1.4倍となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 横山議員。

○議員（12番 横山 逸男君） ありがとうございます。今、農作物、特に畑作なんですけど、ほとんどの作物がマルチで栽培されると思いますけど、ここで一つ、作物について、どのような種類があるか伺いたいと思いますけど。

○議長（渡邊 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（日高 佑二君） 今のマルチの使用されている作物ということによろしいでしょうか。

これにつきましては、ある農家の方が試験的に使われているということで話を頂いておりまして、それではカボチャとかカンショ、こういったものに使用されているということで確認を取っております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 横山議員。

○議員（12番 横山 逸男君） やっぱこの生分解性マルチは、先ほど町長答弁でありましたように、価格を見ると3倍ぐらいなと思うんですね。その労力とかそういう面を見ると、やはり今、労力が足らなく後継者がいないこと、今現状でも農家の方が70代ということで重労働ということでなかなか、今でも頑張ってやっておられる方が多いと思うんですよ。使用していた人がやめるのも結構いますけど、今ある程度そういう人を確認してみると、やはりそういう助成があれば使いたいという人が結構いるんですけど、この作物の振興会というのが結構あると思うんですよね。いろんな振興会が。お茶でもそうなんですけど。せんぎりでもたばこ、カンショもあると思うんですけど、そんなところである程度アンケートを取ると、何かの助成があれば分解性マルチを使いたいとか、そういうアンケートを取ったらいいと思うんですけど、そうしていくと労力不足といった課題は少しは改善するのではないかと思うんですけどね。町長答弁にありましたように、国の持続的生産強化対策事業ですか、その中に補助対象のメニューがあれば検討してみるということなんですけど、そこ辺をちょっと調べてもらって検討をお願いして、この問題は要望としてお願いいたします。

続きまして、人・農地プランについて、現在もう、たしかその内容が今はちょっと変わったかなと思うんですけど、四、五年前からしたら、その内容をちょっと教えてもらえばいいんですけど、お願いいたします。

○議長（渡邊 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（日高 佑二君） まず、これまでの人・農地プランとそう極端な変化はないんですけれども、農業の高齢化や担い手不足が課題となっているところで、耕作者の減少に伴う耕作放棄地の増大を防ぐために地域で課題解決に向けての話合いを行い、地域の農業を守ることを目的とした地図作成を行って地元の話合いを進めていくという流れで、今現在、取組を進めているところであります。地図を作りまして、その地図を持って地域での話合いを行っていくという流れの中で、個人の農地の地主さんとまたはその借り主さん、この1筆ずつを話合いによって確認していくという作業が今回加わっているということが新たなものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 横山議員。

○議員（12番 横山 逸男君） ありがとうございます。先ほど町長答弁にもありましたが、人・農地プランを取り入れている地区とある程度の面積ですか、それをお伺いいたします。

○議長（渡邊 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（日高 佑二君） 現在の取組の地区のことについて、ご説明します。

先ほどの町長答弁でもございましたとおり、9つの取組地区のうち、既に2地区はプランの作成が行われております。令和元年度に3地区、令和2年度に2地区、令和3年度に1地区、令和4年度に1地区の7地区が今、推進の進行中ではございます。面積につきましては、401.2haでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 横山議員。

○議員（12番 横山 逸男君） 一応7地区ということで面積が402haということですが、人・農地プランを取り入れて、ハード事業で農道整備とか用排水整備、そういう活用をして、今は国の補助事業がほとんどない状況でありますので、今、建設業も相当苦しい状態であると思うんですね。だからそこ辺をもっと推進して、地区をもっと増やして、この事業を取り入れて、国富町の7割ぐらいまでは推進して上げていって、そうすると少しでも建設業関係も仕事が出てくるんじゃないかと思われまして、この人・農地プランの推進をどのようにやっているか伺います。

○議長（渡邊 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（日高 佑二君） 今の人・農地プランの進め方といいますか、どのように進めているかというご質問でございますけれども、現在、プラン作成済みの2地区と推進中の7地区の9地区が進行中ではございますが、それ以外の推進におきましては、現在、組織があります水利組合や多面的機能支払交付金事業に取り組んでおります組織の役員の方々に声をかけをしまして、

農業委員やあと農地利用最適化推進員の協力を得ながら事業の推進を図っていかうとしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 横山議員。

○議員（12番 横山 逸男君） ありがとうございます。町長答弁にもありましたように推進体制を強化して、国富町の農地が7割、8割までこの事業を取り組むような推進のやり方で頑張りたいと思って、今、要望としてお願いしたところでもあります。

続きまして、多面的機能支払交付金事業ですか、それに取り組んでいる地区と、何地区あつてどのくらいの面積かというのも教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 横山農地整備課長。

○農地整備課長（横山 寿彦君） 多面的支払交付金の地区数と面積ということでございますが、組織数については、先ほど町長答弁にもございましたが、平成19年度に農地・水・環境保全向上対策として交付金が創設されて、9組織により取組が開始しております。その後、参加組織が増えて令和元年度に18組織まで増えております。令和4年度に1組織減って、現在は17組織によって活動しております。

面積数でございますが、現在の令和5年2月時点での農業振興地域の面積が2,561.4haあります。実施面積が、先ほど町長が答弁されましたが、830.2haになりますので、割合としては、率にしますと32.4%となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 横山議員。

○議員（12番 横山 逸男君） ありがとうございます。この多面的機能支払交付金事業の事業内容というか、それを伺いたいと思っておりますが、よろしくお願ひします。

○議長（渡邊 静男君） 農地整備課長。

○農地整備課長（横山 寿彦君） 多面的交付金事業の内容ということでございますが、事業の内容としては3つの柱がありまして、まず農地維持、こちらは例えば田んぼのあぜの草刈りとか、水路の維持管理、泥上げ、のり面の草刈りとか、そこら辺の活動として皆さんに参加していただいて、これの日当というような形で交付ができます。

次に、農地上向の1と農地上向の2というのがございますが、農地上向の1というのが水路、農道等の軽微な補修と農村環境の保全の活動に充てられます。

農地上向の2というのが、施設の長寿命化のための活動でございますが、農道舗装とか、用排水路の整備に使われますが、これは業者への工事発注、これも可能でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 横山議員。

○議員（12番 横山 逸男君） 人・農地プランと一緒に感じになるんですけど、多面的機能支払交付金事業の推進の仕方はどうなっているか、その状況をお伺いいたします。

○議長（渡邊 静男君） 農地整備課長。

○農地整備課長（横山 寿彦君） 事業の推進ということでございますが、本事業の推進については、まず、各組織の活動内容を町広報紙に掲載して紹介をしております。

また、本町の土地改良区の合同研修会の中でも事業の説明会を行っております。

さらに、綾川総合土地改良区に対しては、宮崎県土地改良事業団体連合会も個別に説明を行っております。

水利組合などから農業用施設等に関する相談を受けた際には、担当課で事業の説明を行っております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 横山議員。

○議員（12番 横山 逸男君） ありがとうございます。私もこの事業を取り入れてやっている地区の一人なんですけど、この事業が多面的機能支払交付金事業とあって、4月1日から工期が3月31日までなんですけど、この交付金が4月から始まるのに10月とか11月、交付金が遅いんですね。確かに4月から活動しているのに、金がなくても活動しなければ、もう3月31日までなんですけど、そうしていると今度は計画どおりいけないもんだから、その交付金をどうにか早く前倒しでもするような計画はないか伺います。

○議長（渡邊 静男君） 農地整備課長。

○農地整備課長（横山 寿彦君） 現在、町内組織から交付金の交付決定の時期が遅いということで、活動の実施や工事施工に支障を来しているという声は上がっております。特に、長寿命化に取り組んでいる組織は、交付決定が遅れることで、工事の発注や書類の整理など短期間での事務処理が負担になっているということであり、このことにつきましては、本年に開催されました農林水産省との意見交換会に町長が出席され、多面的機能支払交付金事業の交付決定に要する期間の短縮についても要望をされています。でありますので、今後の状況を注視していきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 横山議員。

○議員（12番 横山 逸男君） ありがとうございます。今の農家の現状を見ると、70歳以上というのが主体で、中には後継者がいないところは80歳でも作付しているということで、その中には用排水の整備、草刈り、泥上げ、それもできない状況でも作付しなきゃいけないうちの

が今の状況なんです。5年後、10年後を見ると、今度は今でさえも70歳以上で7割から8割、草刈り、泥上げができるのが半分ぐらいしかいませんので、5年後、10年後はどうかかなと物すごく心配しているところでもあります。今答弁があったように、推進をもっとやってもらって、もう5年後にはちょっと間に合わないと思うんですよね。今言われたように、この事業としては本当にいい事業なんです。ただ役員さんが大変なだけで。そこら辺の報告書なり、写真管理がもう少し簡素化できれば、まだまだ入る地区は多くなると思います。この事業を取り入れて、少しでもそうして農家なり、建設業なりを助けてもらえば助かるなと思いますので、これも要望としてお願いいたします。

次に行きます。

次はクリーンセンターなんですけど、クリーンセンターは築何年になるか伺いたいです。

○議長（渡邊 静男君） 日高農林振興課長。

○農林振興課長（日高 佑二君） 今回のクリーンセンターについてのご質問についてですが、これは昭和60年の4月に設置されて5月からの供用開始をしているもので、当時は堆肥センターと呼ばれていたものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 横山議員。

○議員（12番 横山 逸男君） それでは築後37年になるんですかね。大体。クリーンセンターは当初、地区にも説明があったと思うんですよ。その中では異臭はしませんよと。なぜかという、微生物で臭いを分解して臭いは取れていきますと、地区にも迷惑かけませんという説明があったと思うんですよ。今でも微生物の施設関係があると思うんですけど、それが機能しているかどうか伺います。

○議長（渡邊 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（日高 佑二君） 先ほどの今のクリーンセンターの微生物による脱臭槽の機能が果たされているのかというご質問でございますけども、先ほどの町長の答弁にもございましたとおり、今、委託しております環境保全公社、こちらのほうに日常の業務の中で測定をしていただいております、今のところ、数値上における異常は認められないところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 横山議員。

○議員（12番 横山 逸男君） 機能しているということですけど、もう一つ伺いたいです。町内でのクリーンセンターに持ち込んでいる鶏の糞とか、豚の糞とか、畜産の糞関係が、トン数が分かればお願いいたします。

○議長（渡邊 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（日高 佑二君） 今のクリーンセンターに持ち込まれている牛糞、豚糞、鶏糞などがございますけれども、それぞれ量目でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

令和3年度の実績で申し上げますと、まず牛糞が4,664t、豚糞が1,346t、鶏糞が677t、生ごみが771tで、その合計が7,458tでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 横山議員。

○議員（12番 横山 逸男君） 今の答弁がありましたように、畜産の糞尿ですか、それと生ごみ、そういうのを発酵させて堆肥として田畑に戻して、それは環境循環のほうでは本当にいいと思うんです。

ただ、最初言うたように、その異臭の問題と、先ほど言っていた微生物で臭いを消すというような感じで最初設備されたと思うんですけど、なぜ異臭がするかというそこ辺をもう少し調べてもらって、原因はあると思うんです。その原因を調べていろいろ検討していけばいいと思うんですけど、この施設としては本当町民の方も助かって、いい施設だろうと思うんですけど、地域の方が大変迷惑されているということで、それだけは回避してもらっていいと思います。それを本当にお願いしとって、またほかのことにいきたいと思えます。

先ほど言われたように、畜産センターが築37年ということで、この畜産センターの建て替え計画があるのかなのか、お伺いいたします。

○議長（渡邊 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（日高 佑二君） 建て替えということでしょうか。今のご質問については、ちょっと我々としても、今のところそういった計画とかは全くないといえますか、はい。今の現在の施設で稼働していこうというところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊 静男君） 町長。

○町長（中別府尚文君） クリーンセンターの件でありますけれども、確かに供用を開始したのは、先ほど答弁しましたように、昭和60年ということでもありますから、議員がおっしゃるように37年が経過しております。

しかし、これも先ほど申しましたとおり、これまで2度ほど改修を行っておりまして、1回目は平成8年に全面改修をしております。この平成8年の全面改修の大きな要因の一つが臭気対策でありました。2回目が平成25年でありまして、中の機械類を全部やり替えて改修を行いました。その際も臭気対策を行っておりまして、脱臭施設を全面改修しております。このように、クリーンセンターにつきましては、2回の大きな施設の更新を行っておりまして、いずれも補助事業を活用しての更新でありましたが、このような事例はなかなか無いことでもあります。結論か

ら申しますと、1回目は規模拡大によるもの、2回目は畜産環境整備ということで国から認めていただいたものであります。

臭気対策にはこれまでも努力をしてみましたが、なかなか臭気をゼロにすることは難しく、できるだけ抑制していく対策をとっているということでご理解を頂きたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 横山議員。

○議員（12番 横山 逸男君） ありがとうございます。

一応、私は思うんですけど、その臭気対策でその中の臭いは当然生きてると思うんです。今、あそこの前を通ると、入り口はオープンなんです。それじゃ、ちょっと臭いは外のほうに出てしまうんじゃないかと思われるんです。だから、そこら辺の改善を少ししてもらえると、臭いも当然減ると思うんですけどね。

一応、先ほど町長も言うように、畜産の糞尿を使用して堆肥に変えてで、還元するというようなことなんですけど、今は化学肥料が先ほども言ったように相当上がっています。だから、ますます需要が増えると思いますので、またそこ辺の対策のほうも重々お願いして、要望といたします。

それと、JA宮崎中央肉牛総合ファームですか、高尾地区にある。あれは農協管理となっておりますので、町からの指導も行ってもらって、してもらえばいいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、公害防止協定に移ります。

この協定を結んでいる企業は、先ほど町長が20社あると言われましたので、この企業の職種ですか、その内容を伺います。

○議長（渡邊 静男君） 町民生活課長。

○町民生活課長（菊池 潤一君） 製造業が9社、産業廃棄物業が5社、畜産業が1社と、その他5社となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 横山議員。

○議員（12番 横山 逸男君） ありがとうございます。一応、今現在、畜産関係が、昔は1頭から5頭ぐらいで、1戸当たりというのが多かったと思うんです。今は、20頭とか100頭とかという畜産関係が多いと思うんです。

その中で、その畜産関係で浄化設置というやつの義務はないんでしょうか、伺います。

○議長（渡邊 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（日高 佑二君） 今のご質問にお答えしますが、国は畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱というのがございますが、これによりますと、家畜排せつ物の管理の

適正化及び利用の促進に関する法律というのがありまして、浄化槽の設置は義務づけはされておられませんけれども、家畜の糞尿と畜舎洗浄排水などの液体、汚水ですけれども、これにつきましては浄化処理して放流することが、水質汚濁防止法によって規制がかけられていることから、畜種によっては浄化槽や沈殿槽などの設置が求められる場合があるということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 横山議員。

○議員（12番 横山 逸男君） ありがとうございます。一応その牛舎とか豚舎とか畜舎には義務はないということなんですけど、今、クラスター事業があります。そのクラスター事業には、糞尿の処理の方法については何もうたっていないんでしょうか、伺いますけど。

○議長（渡邊 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（日高 佑二君） この畜産クラスター事業の導入におきまして、先ほどの畜糞に関する処理については、先ほど申しました実施要綱の基準にのっとり取り扱うこととなっております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 横山議員。

○議員（12番 横山 逸男君） それでは、クラスター事業としては、糞尿の処理というのはうたっていないんですか。義務でも何にもない、適正に管理してやってくださいで終わりなんではないですか。

このクラスター事業というのは国の事業ですよ。だから、そこ辺がちょっと分からないんですけど、その事業内容を教えてもらえればいいんですけど。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（日高 佑二君） 申し訳ありません。今日は書類を用意しておりませんでした。

○議長（渡邊 静男君） 横山議員。

○議員（12番 横山 逸男君） それでは、一応国の事業ですので、どっかにうたってあると思うんです。それが義務化されてなければ、行政の指導とか、そういうのも入っていると思うんですけど、ないというのはおかしいと思うんですけどね。

それと、先ほど公害防止協定の中で、畜産関係で1社だけあったと思うんですけど、その1社の内容を教えてもらえば、それが牛であるか、豚であるか、鶏であるか、そこら辺を教えてもらえば。お願いします。

○議長（渡邊 静男君） 菊池町民生活課長。

○町民生活課長（菊池 潤一君） 豚です。お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 横山議員。

○議員（12番 横山 逸男君） 豚ということで、確かにその1社というのは誘致企業か何かですかね。確かに私も記憶にあるんですけど、大雨のときに、浄化槽はあるけど、浄化槽にためたやつを一度に流すとかという業者もいるというふうには聞いています。で、そういうとこかなという想像はついたんですけど。そういうのも確かに川なんか行くと、臭いときがあるんです。町なんかパトをやっても、1時間ぐらい来てもらっても、川の臭いはもうなくなりますので、そこ辺の指導とか、そういうのをしっかりやらしてもらえればいいのかと思います。

最後に移ります。

本庄川の濁水について、先ほど町長答弁の中に、綾北川・本庄川流域濁水検討会というのが出てきました。その綾北川・本庄川流域濁水対策検討会の内容とその組織、どういうところが入っているか、そこ辺を伺いますけど、よろしくをお願いします。

○議長（渡邊 静男君） 菊池町民生活課長。

○町民生活課長（菊池 潤一君） 構成につきましては、宮崎県の県土整備部が河川課と小林土木事務所、高岡土木事務所、西都土木事務所の西米良駐在所と、環境森林部が自然環境課と森林経営課と、農政水産部が中部農林振興局、西諸県農林振興局と児湯農林振興局の西米良駐在所と、企業局が工務管理課、林野庁九州森林管理局が宮崎森林管理署と熊本南部森林管理署、熊本県が県南広域本部の球磨地域振興局、市町村でいくと熊本県が多良木町、宮崎県が綾町、小林市、西米良村となっております。

内容につきましては、この検討会には出席をしたことがありませんので、ちょっとお答えできません。すみません。

○議長（渡邊 静男君） 横山議員。

○議員（12番 横山 逸男君） ありがとうございます。今、答弁を聞きますと、一応ダムから上流の方と行政、県の関係機関ですか、で構成されているような状況ですので、本当にこの濁水対策というのが、その現状が分かるのかなというのが物すごくおかしいかなと思うんですけど。下流流域の国富とか宮崎市とか、高鍋、木城とか、あそこ辺もあると思うんですけど、そこ辺が入ってないんですけど、だから、ちょっと県のほうもどういうふうに考えているかは分かりませんが、内容が分からないから。そこ辺もちょっと県のほうに行って、国富町なり宮崎市、そういうところも入れて、情報を共有して、濁水対策に取り組んでもらいたいと思うんですけど。

今、濁水で一番困っているのが、これは違うか、すみません。

で、今の本庄川で国交省主体でかわまち事業が進んでいると思います。令和4年度は深年工区での工事がされていると思いますけど、今の工事の状況をお伺いいたします。

○議長（渡邊 静男君） 吉岡都市建設課長。

○都市建設課長（吉岡 勝則君） 綾町と共に進めております本庄川かわまちづくり事業につき

ましては、令和3年8月に国土交通省の支援対象として認定・登録され、令和4年度から工事に着手をしております。

現在は、塚原橋歩道橋でありますけども、の上流、深年川左岸、約300mに腹付け盛土を行いまして、堤防の天端を約7m拡幅する工事を実施しており、年度内には完成する予定とのことであります。

ここでは、桜堤や植栽帯の整備、それから管理用道路の整備を行い、マルシェや軽トラ市などのイベントが開催できるような空間づくりを行う予定となっております。

また、その上流部、深年川左岸の川表、これは河川区域内でありますけども、高水敷の整備工事につきましては、年度内に契約の予定で、駐車場、グラウンドゴルフやイベントを開催できる多目的広場の張芝などの整備工事に着手するとのことであります。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 横山議員。

○議員（12番 横山 逸男君） ありがとうございます。昨年度からこのかわまちづくりの工事が入ったと思うんですけど、このかわまちづくりが、たしか5年計画だったかなと思うんですけど、今後の計画として、本庄川に今からまた何か所かできると思うんですけど、その計画のほうをまた伺いたいと思います。

○議長（渡邊 静男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（吉岡 勝則君） この本庄川かわまちづくり事業では、先ほど申し上げました太田原橋下流から塚原橋までの深年川の整備とともに、本庄橋周辺、森永橋周辺についても整備をする計画であります。

まず本庄橋周辺についてであります。本庄橋の上流側には伝統漁法のアバ漁を行うために、毎年秋にアバが設置されております。これらの伝統、文化、自然を身近に感じられるような水辺空間を創出するため、親水護岸を設置しまして、川遊びや環境学習など安全に体験できる環境整備を検討しているところでございます。

また、堤防天端につきましても、旧県道敷、町道敷等を含めまして利活用・整備計画について検討をしているところでございます。

次に、森永橋周辺につきましては広大な河原が広がっております。一昨年12月には、バーベキューや宿泊キャンプなどの社会実験を実施しまして、安全性、現実性など実現性の確認、課題の確認等を行ってきたところであります。

また、森永農村公園に隣接をしていることから利便性も高く、様々な利活用が可能ではないかと考えられますので、階段で公園とつなぐ、坂路、水辺のアクセス道路などの整備、一体的な利活用や河原を活かした整備について、現在検討を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 横山議員。

○議員（12番 横山 逸男君） ありがとうございます。一応工事の中で、グラウンドゴルフ利用者や子供の休憩できる施設というのがありましたけど、その中の設置、グラウンドゴルフでベンチとか、川に下りる階段を造って、そういうのができるかどうか伺いたと思います。よろしくをお願いします。

○議長（渡邊 静男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（吉岡 勝則君） 原則としまして、河川区域内洪水敷等へのベンチやあずまや等の設置など、常設のものとしては設置ができません。しかし、河川区域内の樹木等を伐採せずにそのまま残置するなどしまして、木陰や休憩場所として利用するなどの検討はできると思いますので、調査・測量設計等に基づきまして社会実験に取り組みながら、検討をしていきたいと考えております。

以上、お答えとします。

○議長（渡邊 静男君） 横山議員。

○議員（12番 横山 逸男君） ありがとうございます。今から先、今度は本庄橋、森永橋と行って、本庄川に面した公園づくりに入ってくると思うんです。

で、今やっているのは太田原工区で深年川ですので、そんなに濁らないと思うんです。そっちが終わったら、次は本庄橋か森永橋周辺になると思うんです。そうしたときに、先ほど言ったように、子供が川辺で遊ぶ施設とかそうしたときに、都市建設課長に伺いますけど、そうしたときに汚れ水の中で遊びをしたいと思いませんか。当然、遊びをしたくないと思うんですよね。

で、私は今、国富町の漁業組合の組合長もしていますけど、その中で資料を探してたら、平成23年10月31日付で、8つの漁業組合が行政に要望書を提出した書類がありました。で、それを読み上げますと、河川水の長期汚濁防止に関する要望書といって、これが平成23年10月31日提出というふうになっています。

「本支流に多くの目的ダムがあり、発電用ダムのある大淀川水系は、昨今気象環境の変化を受け、ゲリラ豪雨や台風によって流域森林や河川の持つ多面的機能が破壊され、濁水の流下が年々長期化し、魚族の減少と成長が阻害されています。漁業権を取得し、内水面漁業を営む3,100名の組合員による8つの漁業組合は、幼魚の放流、産卵床をつくり、魚族の資源確保と、環境の保全に努力していますが、効果が年々少なくなっています。川床に汚泥がたまり、子供も川に遊びに行けない状況が続く、組合員遊漁者から苦情が非常に多くなっています。大淀川を清流に復元し再生させていくことは、内水面漁業関係者だけでなく、県民みんなの願いであります。自然現象だからといって一言で済ますことなく、将来の大淀川を展望し、下記の検討をし

ていただき対策を取ってくださるよう、関係内水面漁業組合連名で要望いたします」というふうになって、記として、「濁水を短期に放流するための設備、2として、ダムの堆積土砂の撤去、3として、ダムの土砂流出防止と対策」、その3つを記としてやっているんですけど、この提出先が企業局、宮崎土木事務所、宮崎市、国土交通省と綾町役場、国富町役場というふうに、ほとんどの行政機関にこれやっているんですけど、それが平成23年ですから、もう11年前。そうすると、私の父も平成15年ぐらいに要望書を出しているはずなんです。その資料はなかったんですけど。その平成15年頃からちょうど濁り出した時期なんです。

そうすると、平成23年は今の現状よりか相当いい状態だったはずなんです。それでも、こういうふうに要望書を出して、ダムの管理課から企業局、そういうふうに出したんですけど、その対策はほとんどされてなくて、今の現状に至ったんだらうと思うんですけど、これが平成23年だから11年前ですか。11年の中で川の機能も生態系もほとんど変わってしまっていて、今では、もう川の浄化機能もありません。なぜかというと、綾北川の一番上のダムの放流先から宮崎瓜生野放流点までは濁流が一緒の色です。もう川の浄化作用というのがほとんどなくなっている。

今、本庄川に入ると、沼地を歩いたように汚泥が上がってきます。そんな状況ですので、もうほとんど機能していないという状況は分かると思います。で、その水がもう海まで行きますので、これが原因か何か分かりませんが、シラスでも、稚鮎でもほとんどいません。

そういう現状ですので、我々組合員も、もうちょっと腰を入れてやらんといかんと思いますので、また、当然、県も今財政で苦しい時期だらうと思うんです。企業局としては発電して売電しているわけですから、何十年と何もしなくてやっていますので、その売電費用を、その堆積土砂の撤去に充てるとか、そういうふうにやったら大分違うのかなと思いますけど。それもダムが綾北ダムと古賀根橋ダムと田代八重ダムとあって、北側には3つあります。それと、南側に1つあるんですけど、南ダムがです。

南ダムと古賀根橋ダムは隧道でつながっていますので、結局は綾北川に全部下りてくるんです。それが下りてくるもんだから、先ほど町長答弁でありましたように、田代八重というのが一番上のダムなんです。そこはもうほとんどダムの機能を果たしてないというふうに企業局が言いました。何でかという、土砂が堆積してダムの機能ができてないということです。でも、それが分かっちゃってもそのまま放置されている状況なんです。

で、今年になって、やっと土木事務所がやるということで、一応10月に説明会があったんですけど、説明会はそれじゃなかったんですけど。何で濁水がこんなに長期化するかということで説明会ということで、その中でいろいろ聞いたところ、やっぱり堆積土砂をここ何十年と取らない状況です。濁水がこうなっても、自然現象やからというような感じで言われていますので。でも、それはダムを造った時点でそれは分かっちゃったはずなんです。だから、そこ辺がやっぱ

り道理が変っちゃちょっとかなと思ひまして。

で、先ほど言うたように、もう汚泥がたまっているような状況の川がそげんになってますので、もう今が限界かなと思ひます。これをまた清流の本庄川に戻すには、また何十年かかかると思ひんですけど、それには相当な費用がかかると思ひます。で、それをまた県が推進してやってくればいいけど、またこういうふうにならなかつたら、もうよいようしようもないということで、この一般質問になったんですけど。

この清流に戻すのは、内水面漁業関係者だけではなくて、町民・県民のみんなの願ひでありますので、強く要望して、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（渡邊 静男君） 町長。

○町長（中別府尚文君） 綾川を含めた本庄川の濁水問題につきましては、以前は濁水はするけれども、わりと短時間に改善しており、そう大きな問題にはなっておりませんでした。今回この濁水が長期化しているということについて、上流域の綾町が、重要な観光地の一つでもある綾川を何としても元の清流に戻したいということで、現靱田町長が2年間にわたって取り組んだ濁水対策であります。

結果、ようやく先ほど申し上げましたように綾北川・本庄川流域濁水対策検討会が組織化されたところであります。

ここまでくるのになぜ2年間もかかると申しますと、関係する圏域が熊本県と宮崎県の2県にまたがっており、両方一緒になって取り組まなければならないという、圏域をまたいでいるという課題があり、なかなか難しかったと聞いております。しかも、綾川あるいは本庄川の濁水を改善するには、上流域の熊本県側の自治体の取り組みを強化してもらわなければならないという、難しい問題を含んでいたという経緯がございます。

今回、令和3年に検討会が組織化されましたが、熊本県側も宮崎県側も問題意識を共有し、また、九州森林管理局も一緒になりまして今後取り組んでいくという体制が整いましたので、私どもとしては今後の推移をも守りたいと思ひます。しかし、先ほど申し上げましたように、濁水の原因が、木を伐採した結果、山肌が見える状態になる、いわゆる裸地化していることにあるということで、これを以前のような状態に戻すにはかなりの時間が必要という課題を抱えております。

さらには、今回の台風第14号もそうでありましたが、上流域の田代八重地域でゲリラ豪雨があり、そのことによる濁水の発生も一つの要因としてあります。

また、農業用水利ダムの土砂撤去などの整備につきましては、毎年関係省庁に要望をしてまいりましたが、今回ようやく国のほうで事業を制度化していただいたところで、県が国土強靱化対策と併せて、田代八重ダムの土砂撤去を実施していただくことになりました。このように、ス

ピーディにとはいきませんが、一歩ずつは前進しておりますので見守っていただけるとありがたいです。今後に向けましても関係機関と協力して努力してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、お答えいたします。（「町長、もう一ついいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊 静男君） 横山議員。

○議員（12番 横山 逸男君） すみません。この間の10月の説明会で企業局側から、発電施設を百何十億円かけて何年計画かでやり替えるということをちょっと聞いたんです。それも国富町にはもう話は行っていますよと、企業局が言ったもんだから、一応確認したらどこも聞いてないということで、それで、また1月に行って、どうなっちょっとかということで、その工事概要も何も分からないし、何年かかるも分からない。でも、工事に入っているそうです。だから、そこ辺をまた説明会をしてくださいということで、1月にまた行ったんですけどね。今月の24日にまたそれがあるというふうに耳にしましたので、そこ辺が企業局側としては何かやる気がないというか、土木に任せっ放しというような感覚を持っていたもんだから、これだけは耳に入れておきたいと思ひまして。どうもすみません。

○議長（渡邊 静男君） これで、横山逸男君の一般質問を終結いたします。

○議長（渡邊 静男君） 以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

よって、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後3時18分散会
